百人一首集註

一

和書門 類
二五六九一 號
一一七 函
三 架

内閣文庫
和書 類
二五六九一 號
三 冊
二〇一 函
四 架

和歌

内閣文庫
番號 和 25691
冊數 3（1）
函號 201 389

201-389

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

段観抄云定家は若年より小倉山
荘に隠居して當世の家に花をかんとし
して実はかくしにやしれるを
争ことなく独りてもし今の歌の
中からよりいへる家は一そつ色紙
形よりとて障子にかきれるとほの
世に伝て百人一首とも小倉山荘
色紙和歌とも云り若者は京之世
いかし何の事のたゝし又を知る
作者ともえらぬ入りされ人のえね
むりしかされの哥はよき歌ある
集て作者のわれはつけて家なは
沙汰ありし世よわからなし云つて
ありされしそ末の人もあて事は
えてえつくうつりまいらやうおれ
しきまいり続後撰集に定
家はよはつる身はかりてとし
かれそれよみしつき此の事よりは
新勅撰集に建保二年内裏
秋五首哥合に秋庭は雑続に
もとのへいるても又とゝ此庫の御意

百人一首拾穂抄　季吟述

此百首乃哥ハ京極中納言小倉の山荘に
障子の色紙形にかきをかれしもの也
この卿ハ御堂関白殿道長公より
六代乃御末にて父君ハ五条三位
俊成にて母君ハ美福門院の加賀乃
局若狭守親忠のむすめとそや二条院の
應保二壬午年に生れ給ひて始めハ
名ハ光季中にて季光と改め給ふ
定家にてやゝ侍る中に彼此識者
小倉山荘しもおかしかれハ小倉の黄門

浅草文庫
内閣文庫

時や秋の夕くれ 初のうらは見良歌
其も伊勢か哥にて出けれ
あまた中の哥あつめ則定家卿に
詞も叙もなかりけれは後の家ハ後撰
代の歌なからはまさる哥なく
人の家には花すゝきほのめかよ
へる雑歌ならん僻案ありし
いまはむかしの哥にこそあれ
千載集まてなれとも後ハ唐名ハ
あまたの作者かはりしとて年
ま又ハ此百首をよひて行きは
かくしかも今は二条家の撰みひろへ
へ入られ家隆卿の家に寛喜元
年に作りて弟か定家卿
其頃新勅撰集をえらひなし
此百首を撰りかへ文暦二年ハ
撰に入るなれは家にの入れて
かへて撰者定家の哥の
中の哥なと撰りてよ
いひつたへる小倉の山の
なかにつたへしもひとり

ともいへり 御位ハ二位まて上り給ふ
父民部卿成家ハ古今集伊勢
物語の奥書にしるさる 戸部尚書と
いへる民部の唐名なり 後撰集乃
貞永元年十二月に出家して
法名は明静と申きれ 正観明静前
代未聞の儀也 彼又君俊成卿金吾
基俊朝臣より和哥相承ありて
後鳥羽院乃御師範たりし 此中納言
其父君の家風をうけつきつひて古今
和哥集乃読本に定めて新撰集と勘

ゆくつかうつゝかりより拝りて十つ
十にあまりしかんえさり

明月記曰文暦二年九月二十七日予本
自不知書文字 嵯峨中院障子
色紙形故予可書之由彼入道懇
切雖極見苦事 懇染筆送之 古来
人歌各一首 上自天智天皇以来
及家隆雅経卿云々
入道者定家卿也 方伯又云 蓮生
坊云々

此日記載於嘉禎元年記 文暦
二年九月改元号嘉禎

定家卿 建暦元年九月叙従三位任
侍従 後成卿 建保二年七月
民部卿叙正二位 寛喜四年正月権中納
言 貞永元年十二月辞 天福元年
出家云明静 仁治二年八月廿日薨
八十 称京極中納言　公卿補任 明月記等

考し古今集乃墨勘なとかきすへて
三代集の僻案抄をかへし伊勢物語
をも本に合せて用捨し源氏物語并
土佐表紙とのへ土佐日記大和物
語をも写しをさめて謙りし給へり
其女丸その比此人より中興として末代
ゆすそに此つたへしもとし此人て伝へとき
御ゆかりしのは古今後撰も定説
伝つたへはいく證哥にゆかりし伊勢
源氏の草子も異本なきなくして
えらひしもの此かの知かるへき哥せハ

もゝてなしよ道〻を作りつくし御
家集に拾遺愚草といへり抑
侍従は筆者なりしにや大監物
親行清書させしにや新書の作
名をいちしるし此為相なりしにや
彼基俊の悦目抄といへるにかくいへ下
よかくされしわかつのにあるかへるに
此は妻為相にしかりしかりとこの
世にもて定家の作名をいひしく
見ひけりともかれつゝひの詞をきき
にて拾遺愚草の御かへしものへりとそ

元文五年八月廿日五百年忌

御記録を明月記といへり是は元久
年中より任官参議のことしに
此月明なりとはしまりし霊夢に
感しのへりしよりの名なりとや 正治二年より
への語をもとなり 梶井宮 承快法親王御弟子
寺七条子 乃御弟子起りしく 詠哥大概を
書き給へりとかいふの世にく
ならしも人の此清しく僧正四条院
乃天福二年に勅撰にかなひく新勅
撰和哥集にえらひし仁治二年八月廿日
年八十歳にてかくれのへりと申条

さて土御門院乃元久二年三月に
五人（通具 有家 定家 家隆 雅経）におほせて新古
今をえらはせらるしかし此の中に撰者
乃ねかふ所にはあらさる不幸ありて
又君の栞に通のへり又彼集は後鳥
羽院乃叡慮しのこゆうきせ（井蛙抄の説）
あゆへ（如れ）に定家乃御心にかなはす
さる事おほかりしを故に和哥は数識
乃端にもとらるるなきにしもあらす古今著名序の
（智者もさく）寶をとゝめして花々実
埋もれすつきわさなるに此新古今は
花をのみさきにして実はかへり
せられしかとも本意にかなはぬ
しく（京極黄門かくきも彼明月記にあり）
継むし今の哥の中にも実ある
歌を百首すくりて出して色紙に
書て彼山荘乃障子にをさせ給へ
かし定家をせしは傍に小倉
乃山荘の色紙乃和哥とは撰
百人の作者より一首つゝ出
めてて百人一首ともいふ也これを
紙今も世におちとゝまりて所々に

侍りしや此山荘乃心ば彼にの須續
古今集に　家持卿のとくし乃山に
家隆しても知さでも袖乃拵ねつき
乃那文風雅集よ　然ふ書ん物
しかすに小倉山荘この松よりさで
久しき　所説云此山荘みかく人々の
哥ひかきつけ給ふまゝし事なとの
らしに勝子京ともひし人魚陽
樓を傍しく唐賢今人の詩賦ひ
さを上りまさめの事　古文真寶
のみゆ道雅乃三位乃八条の山荘乃

障子乃絵より哥合よりなりしかへく
撰ひてかしかのつりし作者は兼房
家経範永經衡頼家等也　清輔
乃袋草子なりといつるそこの為先
しおりあきらへなしなりや
其者法京御抄云此百首の人数の
内世よいかゝしく如何なとのうち文
させる作者とも見えぬもへる集
せにはしこえたる人かゝ世乃人の
心も悲つりてさしとう迄侍るかや
忠のくおとしてかくいひしきかやし

さて世の人のさまおもしらねは人とも
いはれさへ作者の名誉にて
かゝる間あらはこそ心をも移し
此百首黄門の在世より人ある
所好くちきゝ行はれて家
人のしらぬみえぬ事はなし此へにより
作者の名をしるしてかきつたふる
あるはねこしへ入れ後鳥羽院の
まきし人のしらぬことはにとして
密せらるしと定家卿の
世の人は猶所くちきゝせし

かまへてわさと歌のよき名誉の内
おゝ世の人のつかふ作此冊を家
の口傳として書の事のみ殊な義あて
ふかく侍る所の意にて大かたこの
如くもよはかりの事しかまへ
あらぬ侍ることに也此内或
家の歌の書そこにて事を徳のある
人の歌仙へいりし文学に属せ
よろしきうたの人数の持たる仙へ入るも
万葉あるいは古今の哥はかくも
堪能なるうたも常にも道にいれ

かゝる名人のよみ出しをきにいつも
此歌を感して撰ひいれられけり
この百首は二条家の骨肉にて
きはめたりけるとて俊成定家の
心はせをくりよみつゝ事ともを師説
侍り

定家已来圖

道長　法興院摂政兼家息　御堂関白　後拾遺集入　入道前太政大臣

長家　道長六男　大納言正二位　号御子左　又号二条　後拾遺作者

忠家　大納言正二位　号小野宮　後拾遺新古今　新勅撰等之作者　新古今入　法成寺入道前摂政太政大臣

俊忠　権中納言従三位　金葉詞花千載新古今新勅撰等作者

俊成　号五条三位

定家

為家　大納言民部卿　号中院　続後撰集撰者

小倉山荘色紙和歌

小倉山は嵯峨にありて今の往生院
二尊院なともこの山の麓也
東南の方天竜寺のあたりは亀山とも
亀尾山ともいへり
山荘　三體詩注曰　荘猶村唐人呼別

葉爲荘 やまさとより別業也

事也此中納言の山荘乃ゆへ

に今小倉の常寂寺の内より

ゆかしき彼文紙をたる世よのこれた

大小ありて障子のひろさせは

さしきいてひさうしのへかなりる

へし文字を寫しより哥乃作

者乃名を書し彼為家ににかきたまへ

めるへつくる作者をまつりのへる也

天子乃院号は御在世よりまて

あるところも順徳院と定家より

かくしより院号させたまへるにこそ御名

御撰事是甚説と師説也

御説は小倉百首ゆゑの代いつれの人乃撰といふことはしれ世より定家卿の撰といへりおほく明月記よりよれるやうなれとも世のとかまりて撰ひたるまたにも上明月記に自天智天皇以来及家隆雅経てにいりて予よみてたひよみ之人の歌のまれいかやう給人の中の一人つゝ書出て定家卿以入るやいかさなくかなりそうのもの也 又御説 大内家ととめて百人とす事いせとうとくいふ彼文の書ぬまのとき

日本第三十九代
天智天皇

天命開別天皇 日本紀 田原天皇の前 紹運録
諱葛城 亦号中兄皇子
在位十年 大津朝 志賀郡
御製 後撰集

御抄云 舒明天皇第一皇子母茅渟王女皇極天皇 亦斉明天皇号宝皇女 推古天皇廿二年降誕孝徳天皇大化元年立皇太子 孝徳称明二代太子 日本紀称明天皇崩皇太子素服称制 国母諒闇称例 六年三月遷都于近江 大津宮 志賀郡 七年正月皇太子即天皇位

光仁天皇諡御父志貴親王号田原天皇志貴親王天智天皇第五皇子也
諸陵式云山城国宇治郡山科陵近江大津宮御宇天智天皇云々万葉に鏡山と称奉ル長哥あり

十年天皇寝疾弥留勅喚東宮 天武 引入臥内詔云朕疾病甚以後事属汝云々十二月朔天皇崩于近江宮云々紹運録云天皇駕馬幸山階郷更無還御永交山林不知山崩只以履沓之落処為山陵云々以筆根源ときし此趣也日本紀の説ことなり 以畫治撰ト云々

秋乃田のかりほの庵のとまをあらみわが衣手ハ露にぬれつゝ
後撰集秋中題しらず 家集
難云かりほのいほとは一説刈穂乃

癸亥朔乙丑

廬 和名集云毛詩云農人作廬便田事和名伊保
苫 爾雅注云苫和名度萬編

国立公文書館
National Archives of Japan

菅苫以雨覆屋也
萬葉集田廬タフセトコメリ同
集小山田之鹿猪田禁云々
秋田かる旅のいほりにしくれふりて
わか袖ぬれぬほす人なしに
古今集 かくまいて思ふ山田にまもるらし
ゆふ衣いつも露のかゝりしかなれとこそ
続後撰 和泉式部 秋の田のいほりに
ふける苫をあらみもりくる露の
いやはねらるゝ
法性寺関白 かりほよりはすゑの
いほりの情はなくともいくとせかれ
山田はそめゆる
定家卿云此哥田原天皇是御製也光仁天
皇謚御父志貴親王号田原天皇

菴也文乃説假菴乃庵なり案
但假菴の庵と云ハかさね詞也
師説假菴ハかりに物を入て作り
菴なり苫ハあらくしとて田ハ
もる菴乃秋更て苫も漏るに
露のもりきたりて衣手の露ぬれ
袖ハ之也吾衣手ハ秋乃
田乃菴のさびしく秋もまにゆかぬ
苫なども無まはなくる露しげく
ぬれけりよおもしろき露のかゝりて
とまいほりかゝる身ハ袖乃ぬれて

志貴親王天智天皇第五皇子也後撰秋中ニ此哥載
天云此哥二説かりほの哥也出
やり日本書紀第二十六巻
斉明紀七年秋七月甲子
枳瀰我梅能姑裒之枳舸
羅儞婆底々威底舸矩
野姑悲武謀枳瀰我梅弘
報梨此御製の詞の古雅
なるより考ふるに秋の田のかり
ほのいほのといふも此ころまさの
御製なるやしらむと思ふなり萬葉集に
後撰集ハ此さま再撰せさせ給ひ
家の書のやうにこゝやうの歌
和哥一万首十秋雜部録
家持九首の中に載られる假廬は
はかりそめの夜衣をさしと
家持て至るは古哥の実説の哥
なりしとてかりほハ萬葉に
借廬とかきかりいほりとよ
へき詞にて也思ふは初めの
たゝ

りし心ハ乃帝王民乃うれへを一つは
津くし給ふなすさまさる時もさ
たるかりいほにて田はもる民乃
かはつくすはむ後でて不便かなと
わざわざ托して天子乃御袖に涙は
こゝろまさるは衣手のかはれ
わきつゆとあらはるゝ天子乃
うへにて感ありし師説和歌の
十作有る作かまへの中より
理世御撫民作とも作り此歌
勧善そ御かくやかとして家道なる

いふこゝしかり田のいほは例の童
蒙抄に和名集曰毛詩云農人作
廬以便田事 加利保 和名伊保 又万葉に
田廬とかきてたふせとよみ侍るも
稲のかりに農人のかりにつくる旅宿
なるがゆへにかりほといへる又万葉に
かりほのいほとよめり又和訓にかりほ
おほし庵乃字を和訓にいほ
いほとよむかりほ刈穂といはれ
一説に万葉集に借廬をかりほとよめり
かのかりほの苫のうちもといはれ
なり又万葉には心ねの庵稲田禁
よりわたしはかりもりて父ことありて
稲を刈ほしたるを旅宿の庵
かりほとも此の歌のいほの庵の
して透るのいほといふを透
るといふのかりいほの袖のかく
時に此歌御製ハ古今集
我は天子の御身として農民の上を
かりのしてやまことに御製のへる
也歌をみていふ事ハ万葉
古今等の七夕の歌にするなり

第二義としてよむ時ハ天子ハ民の父母
としたまふこの御製乃心帝道乃
所重成也 宋仁宗皇帝
毎用一衣思紡績艱 毎用一食
念稼穡功しのぶへし賢王の心
をつくしくはしく作るにや 万葉集第十
秋雑歌詠露九首中に 秋田刈
借庵(盧)をつくりてわかをれハ衣手
さむく露そ置にける 此歌此御製に
古似たり 新古今に 読人不知として
入て侍る也 御抄云 此歌御製乃奥

第二義とかり或は繊母としりて
よみたりといふことも是は農民乃
我身を天子の御身になして下として
御らく農民を為て辛苦をなさる
りりの御事にやと見えてかん
かたハ作り也 君子云王者以民
人為天 周易云以貴下賤大得
民也 老子云貴以賤為本高以
下為基 云々 文筆乃心みたく
万乗の位にましましてかく
此下の万民にくだりて帰
伏しましまして天下大に治まり天下
乃治まりけるにてさきまとし
よりて此御製を寒の文をこす
涙ありし三つのひとつ王道をかへ
きかる倚廬の御製といひしあへ
哀傷の御製なりといふ部
立る凱もあるへし推量
のひとつとも哀傷部にも
不古の事なるとも
なんやまことにみさきにいふ

義也 諒闇乃御製也 卒民の者ハ
倚廬とて父母の喪乃時に住所とて
かりにつくる 天子ハ諒闇の時文帝
乃かたみとにつまかく倚廬とて仮屋
かりにつくる 板をはぎて萱の
蓋をのきとし 苫をふき懐に
いふ 又以日易月 とて 十二日倚
廬に住給ふ 十二ヶ月に住給ふ故
つゞまりたる也 十二日にてはつる
こと 以日易月 といふ也
ゆるして秋乃田のかり庵のこくやつ

我衣手の露にぬるゝとハ是は
秋田のかり穂のいほりに御座候ひ給ひ
御身自らに人かりしに秋田
かりかりその露の我衣手ぬれにし
ほともいてねぬ所ハありて落涙
いたしたまひけん御心忠臣ともし
右之口うの御今の御製の趣也
後に彼卑に和歌を御製にて秋の田の
いほりを防り給ひけるとそりける
也敷のいやハ深きに住まひ所望ある
かりほの庵のいほりの御製ハなる
勝手に申し上に御製を其数

是まてかたりしを此御歌ハ御心をあたる天智
天皇自ら其御心をあらはしたる御製也
孝徳の道ハ上下万民を守らせ
たまふものに此歌を定めをき給ふ乃
意なり世をさまる也又按諒闇
乃事斉明天皇は常住を持給ふ
いかなる事ハ自余の例無準
欲して見るへし
愚案諒闇とハ鄭玄云諒古作
梁闇謂廬也晋書倚廬之廬云々
ちつてりひさしけてるかことくに

来てとちら廬とハ又云倚廬
也又礼記雑記注云廬在中
門之外東壁倚木為故云倚
廬と云斉明天皇諒闇の事
日本紀に孝徳天皇ハ斉明天皇
六年九月新羅国人唐乃
人を引率て百済を傾けん
とせしを百済より倭の
救を乞ひける斉明救乃
軍を催したまふて筑
紫へ行幸しのち七年五月

朝倉橘廣庭宮　土佐国在風土記
たゝうつり御して朝倉の社の
木を斬除（きりはらひ）て宮つくりの事故に
神忿て殿を壊（やぶり）病死せる輩
者多し同七月に崩し
天皇崩于朝倉宮八月皇太
子天智 奉徙（たてまつりうつして）天皇喪還（かへりて）至磐
瀬宮に御座さて天智位にも
つきたまはて喪殿のさまにて
天下の政をきこしめされし
侍て此事見土記

秘註云王道の御述懐の歌也
此木丸殿は此時世は
物まきのりで刈萱の関守で
此事の人はなのりせられし
のりて御字天子の御身なる
御用なりし此事は至尊もはや
時をくるしやしはかりかす御心也
時乃ありたる庵なく賞悟を
謂し御歌云天智天皇九帰に
おもし御しての日本紀王代
記などに見えて候云く

愚案抄注ハて新古の家にも
一 朝倉や木の丸殿にわがをれば
名のりをしつゝ行ハたが子ぞと
詠じらる此朝倉の木の丸殿ハ
清輔奥義抄に筑前にて詠し
たまひし御歌とみえ出たり刈萱の
関筑紫にありといへりいはれなく
かく名のりをもしく詠しける
歌也としまりしや朝倉の事ハ
土佐の国なるよし風土記
并武秀卿ニもみえたり 梁塵愚

朝倉宮ハ土佐朝倉荒木国
上座郡朝倉也

案抄ニ云名のりをしつゝハ朝倉
乃行宮(アンキウ)に来る物のはかさ名
謁(グヰヱツ)しつゝ出仕の事也云々
さまこし奥義抄に筑前也と
いへる説ハあやまりにや飛鳥也
名所なり 此割書
師説ニ此後撰にも定家卿秀
家卿大田にも只秋乃部ニ入
られたれば只秋の田のかりほ
の作る苫民の田家のさま
と子乃心見ゆへしと思召さる

御説 秋田の苅穂の庵とハ古き家
秋田苅借廬といふを此数多あり但是ハ
借廬なり是借廬ハ稲苅てやがて
かりほすほしてねにもちはこへき
ほどちり人ひすへ乙柳のたりけ
おつハ苅穂の廬にてかの古おな
いへ借廬と苅穂のもの乃廬
なりといへりしやせん柳ニ苅
穂の庵といへる下なる説ニ
かりなのいへとも借廬の廬にて
これを親といへとも親とも

山かつ月の月影なとといへるハ
つまる言なとも いりねとも
へ此艶ナトせんなよいひしのを
借廬ハそハニこそきこえ月毎
ありし文殺ても作しれと
此説ひとつ次但権落ト
ゆえの旧乃かり旧乃庵の包よ
かそしーーといるハ万
葉集巻十詠花 秋田苅借盧之宿ニ穂徑及ーーといるひとを然して
切しよそふせるゝしきをハ此庵のかりほの庵ハこのりよりおもひとりいて荊穂の
ありしよへしをいわれハよまよりて注す此おハ万葉集秋田苅借盧ニ手作君居
者しーーといるひ親ひにつて 天智天皇の大御哥と作りかひとり御心ハかれたる人等ニ扨
此識のこやといりての歌なる明に御哥にいるかのかのすかた
小解ひ或ハ王道の襄ひかりしてるゝ王道の心をさとへかるハ始ニ法へ文ようすて
天長万和の此よりハ誠ニ襄なる也去ものあ子定に襄すへしたひの
仁夢のころふりなる部しそとなりかへハ御おつまれしこのりよくかへ御代の
さ代ひなりまれぬや

撫民理世仍字風体あり
関西蘇閑の事 御鏡ニ拔
たよるへし 何ぞ様ニ部立の億
よりも好まて秘ずや

四十一代
持統天皇 高天原廣野天皇 日本紀
諱鸕野讃良皇女 同
女帝在位十一年 藤原郡
御製新古今集
日本紀云天智天皇第二皇女母曰遠
智娘 紹運録云越智娘大臣蘇我石川丸女 孝
徳元年降誕 紹運録 天皇四年正
月即天皇位八年十二月遷藤原宮
大和高市郡日本紀 大宝二年十二月十日
崩天武天皇ノ后草壁皇子母 紹運録

はるすぎて夏来にけらし白妙の衣ほすてふあまのかく山

新古今ニ夏来にけらしを夏きにけらしニて入かへ
新古今ニ衣ほすてふ天の香具山とあり 万葉ニハ

万葉集一云 藤原宮御宇天皇代 天
皇御製歌 春過而夏来良之白妙
能衣乾有(サラセリ)といへり 今案 天之香来山
之ハ日しき歌十五 寒過暖来良思
朝烏指滓鹿能山尔 霞棚引
さかし ...
歌の字ばかり ...
其の字 ...
もかし その字は読 ...
新古今字は後撰 ...
歌は其の字今 ...
但是は ... 書 ...
衣乾 ...
...
... 十九の ...
年白 ...
...
...
藤原 ...
て ... 中 ...

第一藤原宮御宇天皇代 天皇御
製歌云々 衣乾(サラ)有(セリ)といふを 此歌に
このうたを夏を取りて入まるゝ夏衣
乃りことを云ほ ... くゝ見るきくとや
に師説 白妙といふよりて明白な
るをいふ 衣を洗ひてさらす衣布をさ
めるとの説也 夏衣乃白く重ねる用
数枚 山の中にかけに思ひいだ
ゝへるなり 香久山也 風土記云 天上
有山 分而墮地 一片為伊与国之天
山 一片為大和国之香久山 八雲

... 云 ... 出て ...
... 白妙 ... 春 ...
...
と ... 首 ...
詩に 開箱衣帯隔年香と ...
袖中抄 風信 ...
かひ ... 白き ...
乃け衣 ... 是山 ...
衣 ... 説 ... 文字 ...
...
...
...
...
...
...
...
...
... 衣乃 ...

御抄云て 乃りゝく山はゆかりにたか
くて空の上にかなへる地の葉て
云る月草紀等 ... よりて藤原の都
より西よあらて 昔は高山なり
此今 ...
或説大概云 ... 香久山 ...
衣 ...
さり ... 立
はしく 首夏の天 山 ...
かに ... 白妙乃衣 ...
につりかも ... 衣の ... 也 ...

いふ也又ゆいふてもかもしろうにみえ侍
れいまて白妙の衣とい事も吹文
うりましに香服の衣ほしなれ布かかれる
山ふしと云此歌よく月にもうとい
白妙乃衣布といへる霞の衣ほと
いへる説もありといへる説にもあり
空乃なとの霞の衣ほとしと云衣乃
用ひいふにてくるしいとしきれ
霞のも雅乃んは云ひめく
といふ説しいふてつゆをくとの
ことになく白妙の衣ほとさん
よみやもへいまにかほとしそ衣に
入て霞ひとへけも報けと
ことよ見えしよもしきてひなとかく
り宮の腫推也又衣ほ也らい
歌説のうち何といもひはかはす
てふとのあれくまもいね
るしとて衣は同をもと見え歌と
ふといへる調るひ登以切知るれい
万葉集にはあて知布しもなり
多和布と登是八五音通也

霞の衣ほねうすく山の明白なる
白妙乃衣布さしてみなへ乃香久
山乃火の字濡て讀給へしとに
師説此哥に万葉集をも云と云
於調に似てはけうけ 清和乃てよ
おりてけ山乃今朝見明白なる
感しくて梅にも春こそ来けれ
めるかしらんといへるへ此哥を考ふ
井るきにつけていへる 二月既破
二月来社子義の句之此句とも
古似ゆりと云 男萬葉に赤人

中ゆ知と見也二四桐道して後
してそのはかひと中也の又い
左下の人ともり衣布とて
は宮師を養すると也ゆしめして
いそくしやうてそ疑ほんよいかる
いや何も此よ白き万様
御時より後家の説いつ
わりて作者名信ほ出てて之氣
宮かるとのとしれい物語はかる
親とのおとくゆめ説い古家の
衣とほて此よかる(へ)ろうも此乃
ねよるるのひてかかつつくひなる
成ゆきし秀ことは萬葉とえて
をよけはさやまとしるん月にえかて
にあのとゑほ同也なやて
いへる説もあろなり年るなう
と侍りけるし

神代紀 自註 香山此云介遇夜
摩 遇具濁訓也

家秀るこくもちすまねつし 飛日
さしも志賀の山ささにかきとしくもなく
此数撥ねらし 亦此哥より香久
山し衣ほとしはるす事捨世ある
くにかわりけせり 在衣服志乃に
衣ほしてのあすし当日の服とかん夫の
かく山 藤原極務殿 白妙衣吹ほそ
此事推なやりてもらくきかすのかく山
雅經 続保姫の衣布ほさし春乃
日の光にかすむてゆかく山 家隆親王
中の不二乃家ほくりて 大井川

大和国十市郡ニテ藤原都ノ西ニ在リ万葉延喜式等ニ見ユ 万葉二人麿長歌ニ吾王之万代跡所思食而作良志之香来山之宮云々皇太子高市皇子ハ宮ノ宮香山ニアリケルニヤ [illegible]

白栲 白木綿 皆シロタヘト訓ス妙ノ字ハ假借也 延喜式祝詞式明細布(アカルタヘ)照妙(テルタヘ) 青和幣(アヲニキテ)白和幣(シロニキテ)ナト書ツニキテノテハタヘノ反シ古語拾遺織布古語阿良多倍 万葉麁妙(アラタヘ)ノ絹布衣トアリ 日本紀喪中ノ服帷等ツ白細布飾トコソアリ

御説 此大御歌万葉集ニ春過而夏来良之白妙能衣乾有天之香来山 [illegible]

又御説 此大御歌万葉集に藤原宮御宇天皇代天皇御製 [illegible]

[illegible]

歌 拾遺集

柿本人麿

柿本姓 姓氏録云天足彦押人命之後也有口傳云敏達天皇御宇家門依有柳樹爲柿本氏云 柳抄云天智天皇時人云 拾芥抄同之 大学頭敦光人麿讃云大夫姓柿本名人麿蓋上世之哥人也仕持統文武之聖朝遇新田高市之皇子云々

此讃乃事古今著聞云元永六年六月十六日修理大夫顕季卿六条洞院乃亭にて柿本大夫人丸の供しられけり

柿本の事本紀ほ考るに考證
天押帯日子命也
日本紀の天足彦国押人命なり是
より出て柿本臣といふ
天武天皇十三年十一月に大三輪
君等の五十二氏姓を賜ひ朝臣と
賜ひしこと見えて柿本臣もあり
柿本氏なりし人丸の父祖
詳ならず人丸の事見えず
持統天皇の御代に石見国より
文武天皇の朝に至りて死
て死せしとあり十に
七ツ歌九十首
集にも人丸の歌天
漢安用京定句神讃者麿侍之
古注云此歌
天武天皇白鳳九年
人丸の歌は

手一より五十とよみて
歌より人麿の歌かず
なりけり
ちかきて 作者未詳
よりて歌より今村田
麿等の歌
人丸の歌の
今の世の人丸の
利して武の朝より仕へ
石見の国に
下りて任はてのち
天武の御柿本猿
日本紀柿本氏の人
人丸は親族なし

新撰姓氏録云柿本臣大春日臣同祖天足彦国押人命後也敏達天皇御世依家門有柿樹爲柿本臣氏
天武十三年朝臣ヲ賜

拝乃人丸の影あらはし圖絵に
そところやたのもしく紙と
古乃よに
人ひとり上讃せよ
古今真名序云有先師柿本大夫者高振神妙之思独歩古今之間云々
古今序云古よりかくつたはる
うちにも
ならの世や
ちの人丸ちか
ね柿本の人丸ちん哥のひじり

続日本紀ニ柿本氏ノ四人アリ
続日本後紀柿本安世ト云人代
實録柿本枝成ト云人見エ
我右抄ニ人テロ続日本紀ニミエ
ソリトミハ此紀ニ人テロト云人
アテリタアルヲ誤ルナリ皆他姓也
万葉高市皇子尊殯宮時
人麿長歌反歌ニ舎人ハ内
トネリヲ云ナリ是ハ春宮舎人
ニテ其後石見ノ屠官ナリシニヤ

名字此歌の由隣しよしにくに説々ゆ
是も定めて立田川紅葉ゆるまゝてなかれ
ぬらりしかる彼文武ヤと謹しかへし
よりて家も文武しさらさ然て古人
謹しのへり秘謹云お月さこ川の但へ

正三位也

清輔袋草子云人丸勘物云如万葉
集人丸始自天武至文武云々赤云人
丸哥始於藤原御宇云々軽皇子
宿安騎野時柳本朝臣人麿作
歌一首 万葉第一 軽皇子ハ文武名也特

続之代云々 作者部類云 哥仙部 人丸
哥万葉雖揚大宝無慶雲以後之
年号文雖挙文武之御代不挙元明
以後之御代也私云以之勘之人丸
遇文武之聖代難及聖武之御代
者也云々袋草子云万葉第二巻云
柳本朝臣在石見国臨死時自傷
作哥一首 拾遺 鴨山乃岩ねしまける
わきもこのをしもさつゝとしいもしの浦ちはく
おもんと云々 今案此巻大略時代
年号之次第ヲ立テ而此哥等蘇

原宮御宇天皇代〻次寧楽宮和
銅四年並霊亀元年秋九月歌等
之前ニアリト云〻
愚案此歌ハ人丸文武乃御時ニ遊セ
せる事あきらかなり即文武の御乃
御代ありし事古今の説抄ニアリ
徽書記乃物語ニ云三月十八日ハ人丸
乃忌日にて昔ハ和家ニ於て毎月十八
日ニ影前の会ありしと云〻 長明ハ
無名抄ニ云人丸の墓ハ大和ニあり初
瀬へ参る道ニ人丸塚といひて在る

あしひきの山とりの尾のしたり尾のなか〱し夜をひとりかもねん

古今六帖ニ庭鳥のかけのたれを
尾のみたり尾のみたれ尾の長き心もおもほえぬ
かなしとりかもねん 貫之
拾遺集ニ題しらすとて人丸
りと云る事十二あり 念友念
毛全律豆騰之山鳥尾之永
此東手此歌の尾ハ新古今ニ
今の歌ハ注ニあり和歌とて
さきの歌乃事を説の歌にさきの
歌ハ新千載集ニ三ニ人丸
とく雅ニ時前ニも梅
者まゐ評ニ拾遺集
ハ再活せさせつハ沙汰のさてひ
侍りけれは花の歌の部ニ
りへて入りさせ給ふ萬葉集
乃部に見らもとも へつらハ家

入るゝ彼木ハ異様とも形あらく
拾遺集ニハ題しらすとて家集下ニ
ありし足曳の山とは 僻案抄ニ 定家卿作
並愚説ハきこしとあしひきハ空
をうくの事よりさきて山日来
足をひく藤の形ひとこそ云する尤
うく師説ありの山乃樹間 古今
説抄ニ云 尤く山尾を乗かれ乱尾
かけうしせくまてあかつき尾とも云
なかき夜の事をひとりねしハあかか

乃ことくとのことゝまて花ち
人丸は倡く倡と存ら今の家は
人丸の弟子のうちにもとより
かたより人丸集といふ也又ト重い
後の人の言まてるそ者に
あかれるのし今の家の石陰
なりはあらしとてあ
此の歌の中にいりあ
此歌の相同万葉に至
ことおりしのこりてふてとや
匡房の作歌也
時のかなしこそにて遠…
あらいうそいなり又後拾遺
見のゆみつかさ千ち
いつしそ五集にも出
大江匡房の作者中
あれはのやかひいけても
也とから論にこねいとて
かかれる此歌は…
此のやうひあれしの家ち
若はしさまり当家のやま

しもことならんや此定家の字を
思し也又此抄に此歌は何とも
なしといふ出しことに常に尾の
高砂の尾上のさくらに外山を
いつかさまへ用いることかなりれよ
あたりさきし詞のつくよみすて
風情も千もるし師説家には
さはりなくかよところなかりまし
人丸にそて我もしの作者
さかしく佗しきに作く
つまらえ此御製帝家に付也

ひとつなき物をかよふ論ことも
人丸はし…へ家公
左にておかし公そ日本紀
和歌に山といふ時は定家は
いつも万葉に見えに哥には
かけるは旧日本紀の外家紀にえ
脚日本にかけて定家の
抄に只をや…
らとつくるをいかていはを
そら是は上…
いわゆる文字の説に
用にあるは是山の説はきら
らてこまるのこ他の説に
しかいかとも初とても在の
説とも下るは是川は用の
余稀は左りや…
是は…もい
いう尾の一文字に
山乃のたり尾とい事なり
万葉にはつ乱尾と書
て尾とよみ者されは…

かやうに帝家の詠をさまくのこ
なりは高くほめて志って下句
たりみじかく云しりて上の句に
外山よ詞はおもてに清しめ
あるし此歌は上の句是に乃山
乃尾の高砂尾上のやさしさに
ころ詞も用ひて侍
面白くしも下るし趣向は
景乃物をいはふくめて
にし見は指をかしれん（中山）
る詞つかひ千載のうち降しよ

尾をしだり尾の長々しといはむとて
かくに設ける歌山鳥の尾のといひて
雌雄ひるハ一所にありて夜ハ
ハなれてはりつゝありて谷を隔て
独ぬるものなれハ夜をなかしといはむ
ともそし秋の夜乃長きをいはむ
夜をへだてゝひとり寝
乃さびしきを山鳥にたとへたり
身の程も鳥のごとくに秋の夜を
独ぬる[illegible]上の句に序乃
やうにして比より山鳥のといへり
[illegible]中八雲抄云
山鳥[illegible]山[illegible]人有
向[illegible]問[illegible]云
我如何為一日一夜毛
離居而嘆良武
[illegible]の[illegible]
山鳥の[illegible]ものを[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]付[illegible]
[illegible]山鳥の[illegible]

調[illegible]く末代のたとしいふて
格なるこそ堂上至極の[illegible]事とし
申けり古今も独歩としたる歌
乃哥仙たる処殊勝しけれの
しあるに公任の大納言經
和哥乃九品にあてられしに
上品上の位に出し侍れハ定家卿
此百首にも入て此歌ハつよく
へる事は何とへかいかにも人
丸のうたハ情ふかし又余気は
乃つゝけ所もふし云肯乃

以後に答へてよむ所とおほし
いとおもしろく聞ゆる事にて此の
尾に及つゞけしをもおもひし
事也

此説也此中此哥しかの夜能
乃うたによりて調律のひとつ格像
あそて侍るべし此哥に付て擧
さくまで山鳥のなかき尾が
しりつゝあつねむ物 持為家卿 童蒙
抄云山鳥のうたハ六帖乃うた也人丸
乃うた也山鳥乃尾のながき尾の
いちまでと山鳥の雄乃尾
ちかさへよんだり古人申けりし乃ゆ
事は[illegible]て雉雄鳥とて雌雄物さき
考へたり独ねの類もよくもたく

讃る叔兄しく 師説 あはむりし
よりわかりハキる説なりし宗祇去者
ことあなりを以旧説まりりて此
説は人作なへし

御説 なかしのハしもの郷云云也 獨かもののとハ獨なるやらの云ひし[illegible]
柿本朝臣人麿ハ世をいなりて正三位なりし[illegible]說まれまりやら説よりしも
なりし正三位人上と云[illegible]万葉集ニ柿本朝臣人麿在石見國臨死時自傷作歌
又柿本朝臣人麿死時妻依羅娘子作歌しまるんをりゆ令の法ニ三位以上曰薨五位以上
曰卒六位以下曰死とありて万葉集にはたゞ六位以下の人のやうなり[illegible]万葉の序に
おほきミつのくらゐといへる彼序ハ後人の書加へしに不[illegible]人説なり定家卿も古今集
序のおきいたむ事はしかるを[illegible]人の[illegible]しけれ[illegible]

應神紀五年八月令諸国定海人及山守部云々 顕宗紀元年来目部小楯ニ山部連姓ヲ賜 其後天武紀十二年連ヲ改宿祢トス

山辺氏ハ続日本紀光仁天皇宝亀年中和気王及諸王等賜姓山辺ト云々 山部也 广信也 山辺也 麻乃信ト訓ス 続日本紀延暦四年五月詔曰先帝御名及朕之諱 自今以後宜並取避 於是改姓白髪部為真髪部 山部為山云々 光仁天皇ヲ初白壁王ト称 桓武天皇ヲ山部王ト申ケル故也 古今集序ニ山赤人トアルハ 昔ハ御諱ニフレヌサキニイヘサリケル 兵土作日記ニ下酒のやまとの[illegible]山部氏なる詩和

山邊赤人 家集 古今集

作者部類云 万葉目録藤原敦澄
門姓氏録云 山邊宿祢赤人 聖武天
皇之時也 為源正六位上山邊大老
人云々 古今真名序云 有山邊赤人
者並和歌僊也 古今序云 又しかる
山べの赤人といふ人ありけり歌に
あやしくたへなりけり人丸は赤人の
上にたゝむことかたく赤人は人丸が
下にたゝん事かたくなんありける
沙抄云 神亀天平乃比の人云々 拾遺

抄ニ聖武ノ時ノ人ニテ 作者部類ニ
養老神亀比代ノ人ト云 外子ニ
赤人始自元正至聖武 於以後者指
證拠不見 家説ニハ人丸赤人
同時也 赤人ハはるか末の人ト又万葉
乃書に見ゆ 人丸歌人ニまま赤人乃ハ
末にて有り
愚案 万葉集ニ見えたる赤人ガ歌ハ
聖武ノ雜哥の中に山部宿祢赤人
望不盡山歌一首ニて是始也
又聖武神亀元年十月幸紀伊
国時作歌 又天平六年三月幸于
難波宮時奇に作り始乃雜哥乃
中に見ゆ 人丸たりかのこしお文ヤ
て人丸と時代ひらしく見ゆれ
御世とこて中に見ゆ 時代不同乃
人と見ゆて時代乃様を窺はし
先年讃岐にいはしたか侍りしに
聖武乃時の人あまた有あまり
飛鳥井家古今抄ニ上総国山部（考）（追）
郡人也 彼不ゝし書今にいりこく
作者部類ニモいりとく

和名抄上総国山邊郡

てかゝる御諱ヲハあリテ大
伴氏ヲモ伴ト云ヘリ 山辺ハやてへ
トヨムユヘ 桓武ノ御諱ニサリハ
ラス 日本後紀弟一延暦十二年
紀ニ山辺ミこ人春日ト云内舎
人アリ 赤人ヲ上総国山邊郡
ヨリ出タル人ト云ハ附會ノ
説ニ 大和国ニモ山辺郡アリ
赤人ハ父祖官位考ヘカタシ
外国ノ届官ナルヘシ
赤人ハ父祖未詳 此代ハ万葉集
中ニ見ユ 神亀元年より天平八
年まての歌みえたり これハ聖武
の御代の人なり 山部氏ハ日本紀の
顕宗天皇紀ニ見ユ 伊与来目部
小楯と云人に始て山部ノ連
ヲ賜ハりたり 山の津のミの姓を賜
ひたる事 天武天皇十三年
十二月に大伴連等の五十氏ニ
宿祢姓を賜ハりたる時山部もこ
同しくそれより山部宿祢と續
り 日本紀ニ延暦四年五月詔曰
先帝御名及朕の諱自今以後
宜並改避 於是改姓白髪部
為真髪部 山部為山 是ハ光仁天
皇の御の白壁王とも 桓武
天皇の山部王と申けるゆへなり
は詔されたれハ宿祢の赤人とハ以
へきなりけれハいかでたまへしたり
いく段古今の字の書とかくも
きんハ侍つかし 昔ハ諱に觸れぬ
ささハいまきりけりや又ハ
淳和天皇の御諱にはヽりらく
大伴氏を伴と改められ土佐か部も
や伯のやもの也て以文字けりしい
山部たりの桓武の御諱ひさか
りや又山部と山とに別の氏
にて万葉にも赤人の氏とハ山
部宿祢とかそかり書けるは古今
真名序にかゝて山辺赤人と

西こゝにうらはらうらはてゝ今は白妙のふじの高ねに雪を降らすといふ

かれは本集に雪しきりなるは山をさゝ人々にてや降ないとなり柏武天皇の御宇になりて日本後紀に延暦十二年紀に山をさゝへ人ありしが今人を万之云ふるされとたかねたこの浦大君のことをかこととよことまよたへまもなくて此浦のかりしろきさしてもかりかねに御し乃山ひかりみきらん道は高白妙に帰りて天下に近くなどやうに人々いんれの宗観俗者の心しかなりて味をまもし此うる帰らむかりしけは古今乃紋唱に帰らし　田児浦は駿河国廬原郡ニ至富士は別富士郡し　山名富士ヶ嶺郡名も都良香ヶ記にかゝなり

新古今冬歌部に入て万葉集
三雅分乃中に山部宿祢赤人望不
盡山歌一首并短歌　長歌略之　此歌
真白衣富士乃高根に雪は婦り
きこえし所り　田児浦強河乃名所
なりけるは根元本説とまかいは
林之田子浦乃さしひきまた見え
人々は眺望のすぐりたるして絶調
しけ乃名高富士乃高根乃高き根も
ありし見え見入て此味もし

続日本紀駿河国従五位下楢原造東人等於部内廬原郡多胡浦濱獲黄金献之云々　延喜式廬原郡御穂神社三代實録作御廬和名抄廬原郡廬原息津云々

清見ガ関ハ田児同所ニテ清見ノ東ニツキテ田児浦アリ富士山ハ富士郡ニアリ隣郡ナカラハルカニヘダヽリテ海道ハ今ノサツタ坂ノ山ノ礒ツタヒ清見潟波ノ関守ト云ヘルホタマテゾノ　サツタ山ノ東ニ出レハ富士ハ向ニ見付ラル則田児浦ナリ其所ヨリ東ニ回リテ入海ノ東ノ入江越ニ富士ハミユルナリ

海辺乃かゝりしあまるかせ高ねの姿を
うつし詞はかゆることなくしてこそまた
歌ひは之乃へ而事な異なれ
しけれは此雪は降つとはへる
像情かはりなし　萬葉の跡は
見ぬ物し　昨説は降つとは此山
乃高く常にふりつもれる事
なり乃にも程なく降つれる事な
るにはいはゆくことなしに新古
今の此ことは新に入らさるを集
傾情かわりなし九之　常観念吉

歌之景気可深心ニ定家卿
伝ありかく工夫すへし

御説万葉第三山部宿祢赤人望不尽山哥一首并短哥是長哥の次の哥
田児之浦従打出而見者真白衣不尽能高嶺尓雪波零家留しかるに此哥を遣とも
あるに田児之浦従とこれハよみかへてはいてゝ見れハ田子の浦従の字白の字由の
字ゆといへりなとこゝやすり真白衣ましろのとよめるをハ此のことはいへる衣ハ
字とハそのかみにもちゐたる事にて零家留ハ降りけるをまことにへかむかすと雪ハ降つゝ
中々の心なしくさへのことなき謂れからんなとて此うたの成ねたしことわりくさへのあしらへつけハ高
嶺のうてにかす降しけむも言いてはれむへかすの雪の降るにかゝみえて雪ハ降つゝ雪ハれ
おもふやけ赤人の長ひ山田ていへ謂し山をいかと詠む赤人の山部のかゝりハ宿祢なり
万葉の山部宿祢赤人と明ゝりとこゝか山をもかゝハ謂也

猿丸ヲ元明天皇比ノ人ト云説ハ日本紀天武十二年二月柿本猿十余人小錦下ノ位ヲ授ラレ続日本紀元明天皇和銅元年従四位下柿本朝臣佐留卒ト云ニ付テノ事ニテ不審

麻呂ハ自遜メ名トスルニヤ才気アルヲカトアルト物語等ニカナリ続日本紀ニハ女ノ名ニモ一口アリ　大夫ハ五位以上ノ人ヲ称美メ云　公式令ニ喚辞條アリ　但人麿ハ五位以上ナラサレトモ先師トメ古今集序ニ大夫ト云タルカ

猿丸大夫

コヽロセ口傳　家　古今集

御抄云古傳云官姓時代等不知之
拾芥抄曰云　詠哥大概抄云ニ光院　實澄
説元明天皇比人也云々　紹運録云
聖徳太子孫山背大兄王子弓削王
是猿丸大夫也云々　猿丸集一冊
あり　世明抄云　或人云　田上乃下に
ある村を　つかといふ所に　猿丸
大夫か墓あり　庄の界にてそこの
券にはかならす此墓を入る也
と　方丈記にもあり

おく山にもみちふみわけなく鹿のこゑきく時そ秋はかなしき

古今秋上読人しらすとありて是
貞のみこの家の哥合の哥也
山里は秋こそことにわひしけれ鹿の
なく音に目をさましつゝ　此哥も
よみ人しらすにて入たり　定家卿の撰
百首には猿丸大夫の哥とて此哥を
載し　古今十吟抄云　猿丸家集の中に
鹿のなくをきゝてと云々
家の哥明なり　師説秋はあはれ
物かなしき時節にいひなせしや

古今集序云大友黒主哥有猿丸大夫之次也　[illegible]
猿丸の家の集にこの哥あり　[illegible]
[illegible]

うへのうたにおくれたるをたとへたり
文秋の枕古郷に行次猿丸か
身をしたへむかしをこひしむ露の
まさし身からて康の心をも述
万十二かくらうて位をも康のよし
させ次第に秋のおもひ倍りも
まちかねしく見よ二月の
つはかなしかくし康のふしくおもと
此猿丸まりて萱草のはなか
まての旧詩に秋山寂々葉零々
麋鹿鳴音数処聆勝地
尋来遊宴処無朋無酒意
猶冷はしらぬより勝地尋
まはかねにくし人の姉とも
きさやいつもまてかすかな嘆し

織りもまた空のくもりやかたりかは
かくりて物悲しく悲しきなり
さまとし奥山よりは寒しちりお
とも秋は康のうけして帰ける
此中ちら首をさ露ち秋の感情
おこりて讀る哥と心得て
哥は人まとし時節の字秋を字
字味ふかく面白し此一首は
此は葉物とくさしし羽風情多く
ひおもとのかの後悪法師こ乃
家の風情ひうつす　立田山

此説　此猿丸大夫は元明天皇の比の人也なとも見え又続日本紀和銅
元年の条に従四位下柿本朝臣佐留卒といふ人あり是貞観王六光孝
天皇の御子なりといふ説あれとも是はいって死せる人のなかりしや内慮なよりの哥なれは若
のかゝりのや文字にしるされしといふしゝりにかゝしなかのせられさらふや猿丸といふの内比
にしのをまかしりの哥にものゝいつと名は其の家にてなかくそて世にひろまる傳へり
あるらや

指よりてしもちか海しもゆかくとも
康乃ことくにあるうれ白氏文集十四
云大底四時心惣苦就中腸断
是秋天となく

續日本紀云延暦四年八月癸
亥朔庚寅中納言従三位大伴
宿祢家持死祖父大納言贈
従二位安麿父大納言従二位
旅人家持天平十七年授従
五位下補宮内少輔歴任内外
宝亀初至従四位下左中弁
兼式部員外大輔十一年拝
参議歴左右大弁尋授
従三位坐氷上川継反事免
移京外有詔宥罪復参議
春宮大夫以本官出為陸奥
按察使居無幾拝中納言
春宮大夫如故死後二十余日
其屍未葬大伴継人竹良
等殺種継事発覚下獄
案験之事連家持等由是
追除名其息永主等並家
流焉云々古抄に見えたり[illegible]

中納言家持 延暦二年七月十九日任中納言
万葉勘物云 仙覚法師説 大伴宿祢家
持大納言贈従二位安麿孫大納言旅
人子 御抄云拾芥抄作者部類説同之 延暦四
年八月薨云々 秘抄云 大伴姓者
天智天皇孫大友皇子之子与多王 可削
大伴姓[illegible]紹運録にあり安
麿ハ与多王孫 拾芥抄云 万葉集及
巻 京極中納言 定家 抄云 撰者無
慥説也 継物語云 万葉集者高
野 孝謙 御時諸兄大臣奉之云々

継人竹良等中納言種継を射殺せ
しといへり 又云陸奥国薨といへり
誤也
大伴氏は[illegible]天孫天降の時も
[illegible]御先に立し日臣命
[illegible]
神武天皇の時道臣命と名を
賜ひて功勲世に[illegible]神の
裔也 日本紀の説明[illegible]
事は[illegible]大伴[illegible]といへりと云
[illegible]
又大伴と大友と別也 淳和天
皇御諱大伴なりしかは[illegible]大伴
弘仁十四年より[illegible]
氏[illegible]
[illegible]大友[illegible]
[illegible]
日本紀推古帝御時雖彼音字

但伴集 橋大臣薨之後歌多書之
似家持[illegible]以不審云々 諸兄
死後家持[illegible]仙覚抄[illegible]
[illegible]
新古今[illegible]家持集
[illegible]
橋[illegible]淮南子云烏鵲填河成橋
以度織女云々 是七夕の[illegible]
[illegible]
霜[illegible]
[illegible]家持[illegible]月[illegible]

鵲[illegible]鵲二[illegible]
[illegible]雑[illegible]の[illegible]ハしむ
[illegible]枝[illegible]座[illegible]

一夜を更[illegible]霜を見て[illegible]とは
[illegible]鵲の
[illegible]

ことなる[illegible]霜[illegible]
[illegible]深夜[illegible]
[illegible]
三師説[illegible]諸家注釈[illegible]定家
[illegible]
[illegible]橋のつ[illegible]
[illegible]此世界
天上乃鵲乃橋[illegible]
[illegible]

[illegible]

いつまでもえつるしをつて　田安の君の御たちいと詠む正しくおよめる人了なりしいは詠も
かしこみて誠哉し　宮の空をこちうるに詠ものいとさやけくとかゝりて歌のかけし
書きとめるをいうんいつまでも此の言を伝へゆかん

安倍昔ハ阿閉とも書キ元明天
皇御諱をさけて安保とも改むその
新撰姓氏録孝元天皇皇
子大彦命之後也仲麿ハ父
祖未詳船守とも説ハ推量
たりけり

旧唐書東夷傳開元初又
遣使来朝因請儒士授經云々
就鴻臚寺教之乃遺玄默濶

安倍仲麿

仲滿 唐書　朝衡 ト
亦号曰晁衡 ト

御抄ニ孝元天皇皇子大彦命
安部氏祖 後也 古傳ニ中務大輔船
守子ニ云々 孝の 君が家文武天皇大宝元
年ニ誕生歟 宗継ニ仲麿ハ元明元
正両代人ニ云々 飛鳥井栄雅古今
説ニ元正天皇御宇霊亀二年

幅布以為束脩之禮題云白亀
元年調布ニ云々其偏使朝臣仲滿
慕中国之風因留不去云々留
京師五十年云々上元中擢衛
為左散騎常侍鎮南都護
云々

白亀ハ霊亀也唐開元三
年日本霊亀元年ニアタレリ
二年ノ使ナレハ元年ノ調布ヲ持
行モノ也霊亀二年ヨリ唐
上元二年迄凡四十六年許
五十年ト書違フトセス

八月遣唐使大伴山守らと同船して
入唐ありとぞ　或説ニ多治比縣主遣
唐使ありし入唐せし時仲麿学
生にわかりて共にもろこしにわたりしとも
年十六なりしとぞ
君が家唐書列傳二百廿 朝臣仲麿（滿）
易姓名曰朝衡云々　君が死かくて唐
帝よりつて秘書監といふ官を
授けられつゝりた補闕となりて
御抄云　此仲麿久しく在唐して
帰朝の時利根堂双乃人にて卿

朝せん事叶ふまじくて殺さんとす
去うとされ無燈臺にかけて仲胡
をころしけりと云
續日本紀光仁天皇宝亀十年
五月丙寅前学生阿倍仲麿在唐
而亡家口偏乏葬禮有闕勅賜
東絁一百疋白綿二十屯
愚案此説のごとくならば仲麿一度
帰朝して亦入唐の後唐にて卒
せる事あきらかなり古今集目録に
にも帰朝せしよしなし又或説云漢武

帝の時より仲胡しく孝謙の天平勝
宝五年に遣唐使にて入唐すと云々
一説曰萬葉集雑云古今注此集にも其乃歌
あるごとく仲胡も又んとしけるか文
思ひしなりて法ありけり漢土にて
唐の大暦五年に卒す日本にて宝
亀元年にあたる七十九云々
或説云唐天宝十二年遣使大使藤原
清河と云人と同船して仲麿胡の
海路にて風にあひて安南に漂
ところまで此地まで来り赤

唐しゝ入て仕肅宗左散騎常
侍安南都護赤北海郡開国公より
う給りしもそ終に大唐土卒
正月半ニ此読のことくなりしは
洲朔なきしや大かたも土佐日記
古今の説て洲朔に作まい書流
用し

あまの原ふりさけみれはかすかなるみかさの山にいてし月かも

フリハ発語サケハ万葉式祝
詞等ニ離字放字疎字ヲ書
異国ニ遠キ字ヲ去ニ唱ル意ニ
同コヽヨリサケハナレテ遠キヲ云フ
リアフキテミルトモ云ハ偏ニ万葉

古今羈旅ニ以よミこしをく
月ならんて読るにしに 此歌題ニ 此歌ハも
うし仲まろいとゆかしみ物なり

男云振仰而若月見者トモ（ミカヅキ）
又ハソラニ見タル月故ニミハラソ
御覧シ用タルノミ
元正天皇霊亀二年八月丹比
縣守ヲ遣唐使トシテつかはされし時
仲丸十六歳にて留学の人とし
ぬてきさらきに 唐土にわたりて
ゆうゝに十八年ニ唐玄宗
皇帝につかへて秘書監となり
検校ようつり左補闕になり
○後孝謙天皇天平勝宝
四年ニ藤原清河遣唐使
まへ時玄宗にいとまこひて
朝衡と名つけ此国より
帰らんとおもふ時より
しかし清河とともに此時唐
朝詩人別の詩を贈る李白右丞
王維秘書包佶陸海の詩
もあり餞別の序ハ王維也
此餞宴は明州にての事也さて

けしきはかりかはりはてなむ
ともしらておもひやりつゝかへさん
とて此歌をよみけるとなん
もろこしにてもかくよみたりけるにや
の人とならひてこのよのつねをのみ
いひける国の人に
このくにの海をもとめくにの国人
もとのくにのかたちをもつて 土佐日記廿日夜ニ
月のいてけるをみて
らんとよみし
仲麿此唐土にて読るよしい遣唐使
よつさうひて日本より唐へ学問のため

此列の津より出て中ハ国ふゆかん
まのうらよりきかぎりもろこし迄も
東海ハ卅六百里のさかひ三笠の山
なとの京より出て三笠の山
よりはるかにやうやうかゝりにけり
よりみちハはなと月とくもりかゝりてこそ
なかしくのさきの注とて感情有り
なかくゆかりさて法にいとゝ同船て
かの国ハいまとまこと風よかのかく
中ハ国へゆかりて此故と安南と
以ふ所よりもとの年に従て
文唐ハ帝肅宗代宗と二帝
仕てまつりて終に彼国にて
死けるはいかにもあはれなる風
しけり遅かる時補闕ハ郷邑に死
かりしとえかくまで白か作かる
詩彼か詩集にえらえり 代宗
昭列大都督とハ官を称し数
ハ方よりも得ける後に仁明天皇
承和ことにてまことかりて正二
位を贈らるゝへき詔詞の中ふ

流されしかるに大使副使判官主
典とて四人其器量をえらびて是を四
舟四艘にのせてつかはさる是八雲
此物は四乃船といふなり仍て
仲麿ハ舟守と同船して此四人乃
中ふハあらす学生として入唐也
此ときの帰朝のけにてとて唐ニ帝
仕へて唐ニ数年を送る人となり此国
にかへらんとせし使ハかりかへりにしに此中ニ遣
に故に遣唐使数船をもて
此朝にかへしもなれしとハ明州 メイジウ

乃津より此朝の舟に乗ルとて
出けるところにかの国の人ども来りては
わかれを惜しミけるに仲麿か詩を
乃時王摩詰 号王維 包結なり
詩をつくりて名残を惜ミけるに
なかりけり餞 ムセンノハナムケ とは諸人送るとて
答へとしてよみける
あまの原とは天の時くまなるにこし
古今集にハ蒼海原 アヲウナハラ とありふりさけ
やまとにハ袂をふりかさしてそらを見やるを云
振仰而 フリサケテ 万葉 振離見 フリサケミレハ 同 振放見 フリサケミレハ 同

匡有按 天草長傳擲地之
郷ハ郷音也今の方の事也 後日本
紀云 我朝臣学生播名唐
国者唯大臣朝衡二人而已 大
臣とハ吉備公也 唐書列傳
二百二十 朝臣仲滿易姓名曰
朝衡云々

新唐書二百二十東夷列傳予一
百字五聖武立改元曰白亀 霊亀也
開元初粟田復朝請従諸儒授經
詔四門助教趙玄黙即鴻臚寺為
師獻大幅布為贄悉賞物貿書
以歸其副朝臣仲滿慕華不肯去
易姓名曰朝衡歴左補闕儀王友
多所該識久乃還聖武死女孝明
立改元曰天平勝宝天寶
十二載朝衡復入朝上元中擢左散
騎常侍安南都護授海道吏

詠明越州朝貢
御説粟田ゝ後日本紀を考ふるに
粟田朝臣真人再使せし事なし
其この時の遣唐使ハ多治比真人縣
守也粟田朝臣真人の粟田ハ氏真
人ハ名多治比真人縣守の多治比ハ氏
真人ハ姓縣守ハ名なるを人ハ名の
真人と姓の真人とを混して同人とはや
やりけん
同人乃をこの時仲満日本へ還るとて
唐にあそれと帆待ようして新羅
海の辺りにいろしばもろこし人かへ
かへしとめてころせり李白哭朝
衡詩ハ此時溺死しりとてつく
れるなりけり日本にてもつてはもろこし
にもいり□□□□□□□□
同録に越州朝貢とあるハ天宝十二
載のとき入唐しかの時藤原朝臣
清河遣唐使なりしかハ道にも又と
見られて文唐土入朝して上元中に

おもしせり　春日なる三笠乃山奈
良の東なるを仲麿常に見馴し
ゆゑ家人ハ家恋しきに我れ
ハもはや万里の外にて流浪せ
西日本月を眺めつゝ今まて見し
奈良の都なる三笠の月なれ
らうみし端的ハくもの月か入日影
やうにおもひやりて三笠の山に出し
月かもしはこれ也師説此下句を
唐土なる仲麿乃古郷乃奈良を
知りいりていつり仲麿わか見しに

擢左散騎常侍安南都護られし
といへり
続日本紀云　宝亀十年五月丙寅前
学生下伝信朝臣仲麻呂在唐而亡家
口偏乏葬礼有闕勅賜東絶一百疋
白綿三百屯
又續日本紀云　承和三年五月戊申
便附聘唐使従遣往歳大朝
命入唐使当学等在彼身没者
入人位記以慰幽魂其詔曰故留学
問従二位安倍朝臣仲満大唐光
禄大夫右散騎常侍兼御史中丞北
海郡開国公溯州大都督朝衡可
従正二品貞渉蘇波業成麟角詞
峰聳峻学海揚濤顕位斯昇英
声已播如何不慭莫道言猶有挨
天之章先傳擲地之響
土佐日記に廿日の月出にけり山の

入唐して久しく長安乃都に住こ
いへるも程日本のことを忘ろ侍らさ
あらけ月の出るを見て唐土の山
より出るなりとも更に故へかへく
新羅が国も見ゆるも也志のあらけ
と海朝乃時ほつりて此明州の
海辺より山をみさけて思東海の月
出るをみて此故国乃都なる
三笠山より出る月新羅へゆかす
ふるさと出る数るも也雑情のよう
たまとも牡丹花云此歌見ての月ハ

明石更科なりしにも他國にてかの

見劃るゝ哉は讀て切りしかりし

ここに新撰髄脳にも此哥古のよき

歌とかりしを いつくにも振仰今や

みかさの山にいてゝいつかの月影 家持 新勅撰

まことに世の中よりこそ出るかや

なりひとをやもしれへの仲麿と

いひたる人は、もろこしにわたりてかへり

ま時にも無事の御前にとゝまりしに

みてかのくにの人こゝのほとりにもて

あそひしそれにしこのかみにこと似り

かくしてなかのありけるをみん

ちかきの折の月あかりてそれ

きりこそ月は海よりそ出ける

とひとてこそ仲麿の歌

はちそれかつらなるかしもん沖代より沖もしもしひとこと上中下の人もしやうしけり

これをいれしよろこひもいたりける出しをあかるもしとかてしけりける 喜海

京の月にけるもとはきなかちこそもうちなか月のこしもかりなるにかいなれ

昔白は海原よりけるにいつゝして天原と古こしまつゆきのかいなうりんこれ

ぬかさの人はしこそ今の仲の下りもかしこゝのこかのうの後

乃えるとてゆそてけりもけるけのうりいなりしくしいなりれめくみ

うちめくるあるにおいつなしし見かみこしく云ふ金の歌ひそくしきるやまきけこれ

かくし素遠さしの中にえるまの男のなくなれなりけり

沖説 ゆりきけのうりいえりしく

喜撰法師 或基泉

御抄云系圖等無所見云々 佐云木

高秀古今抄云喜撰橋諸兄孫

奈良磨子醍醐法師云々千載集 可削

序 位擬ノ說 宇治山の僧喜撰と云

わかおん皇のこゝそのみたりし帝

かきたりけてや仰しものを 式なと

又まりける心 十此抄云光孝之宮

乃時勅ありしたまひけりて和歌式

延喜式は八本此式之作也 花鳥餘情

橋姫巻 云喜撰法師宇治山時密呪

或云頃和名抄云喜撰字保志万良比止乃都加佐

徒然草 惟継中納言ノ詞ニ寺ハナケレハ今ヨリホウシトコソイハサメ

古今ノ序喜撰注 喜撰式 号基泉 元亨ノ釈書窺仙 昔ハ名字ヲサヽクニカクシタル例アリ

四式ハ中下世ノ偽作ナリ中ニ濱成式ハ其筆用ルニタヘタサレ其外ハ少シフルリトモユ

食薬得仙道とも

元亨釈書に窺仙といふて此趣あり

同人歟

長明か此物に喜撰か住居の

の奥より出来所斗山中へ入て

あいれる所にて学ひ乃右至へ入れは

宇治山の喜撰か住ける跡の事

さしかりいり是等迄にて見

書也 今昔喜撰嵩

わか庵は都のたつみしかそすむ世をうち山と人はいふ也

喜撰ノ歌ノ反サ也如是トモ云也

古今雑下喜撰しくは以きに歌乃選とハ

万葉集巻十一 宇治之宮将有登(アラフアラント)

一云如是(カクシモ)安良(アラ)之世等

神紀曰大国撰者其上自京東南之陽山而居于吉野河上々五畿七道皆都ヲモトヽシテ方角ヲ定ヌル也

万葉ニ都而トカテサテトヲ又リカハカクトイフニカヨフ也

古今帷字ワつくいの都とそうていみやこしこひらくる山の北としちくしけり

新拾遺雑中 若鄂路 里乃名所我住ハれハ白旗の宇治の

わかれそいくと住けなり

宇治山の方角はさしていつれとも志られす

もろもろの先達の御説にしたかふ

但しの今の師説乃ことくならはしとも

おりの和歌に我家は但都のたつみの

山はつりは家に喜撰か住ける跡ありて

う治山の奥に入りておほしきさかひ

やまとくにして侍らぬ家に世をうき山

なと人ハいへる喜撰か志きる住

けるさとの跡なりとよへる寺あり

うきこと云也 離も有ハおきぬへし

はやともかくも人々喜撰か跡にて

橘奈良麿子といふ説ハ時代に
考ふる謬し桑國未詳といへど
正説也十訓抄に光孝天皇の
勅にうけ給はりて和歌を
仙人のことを日本紀并應神紀
曰又國樔者其土自京東南
之隔而居于吉野河上也とあり
しも文章なしにも多くの人遁
斎は是ぞやまと後の人歌の
中にも歌の心ねにかよひて
にそよめり文字もことゝ名を
ひのとしてそのさらすまじ
そもそもそれを住し方々
十に和布をまとひて[illegible]
[illegible]

りや古え師を宇治山の僧喜撰ハ
親のまもりしく姫鏡をもしのびまゝ
なき宗祇に此書乃白人ハ[illegible]
まかるいざ人をいひなりし讃る
ところ姫路にしかりねさきも也
晴て乃月も曉のこゝろ長乃雲の
さへきるもりをこよりて御称ニ
此舎の下の王我養ハ王舎城
観念乃さとり即說王舎城とし
法華經序品にもありて國王
乃都なり其ハ宝に実也とし

此も人々くに此家いかなる
和歌よりよきうかしゆく
わりけりて古詠とも
ねてせむならてい喜撰
りそよゆんかりや

御説 弁の空ハ何か都のたつ
こなり何事もありて住けりよの
中の人ハ世乃うき傳らむ人け
と知りしらむこりとりなる
にしそれくともせの人の心の道
いるいへの空えかそなしては
如是住しうまや也

常も此王舎城と號けりしとのは
いつるとかも王舎城と名つまけく
其名はありけるへて火羅は道
意しるや此王舎城ひ以て観念
小缘まる時の此身即舎にて中に
心王ありける也是ひ天台の王即
ゆへ王舎即五蘊と又しるへ了五
蘊とハ色受想行識なりまた乃
又はひうきなく兀生の形とある
るまで何をししる也亦文句ハ
過去心王造現在五蘊舎ニ是ハ

已去しては清浄なりけりし仏なりけりしものハ
王国浄土よりしては此世にくもなき
身なりけるにて清浄なりし已去乃
仏つくりしかは此世にはくもなきも獅
なりしを故浄名経にも若其心浄
則仏土浄となりけれは心乃仏土も清
つるかへの清浄乃仏よりはくるもの
土浄金なりといふ玄の蓮乃華乃花
棹の仏なりしも仏の浄土王舎城也
過去末浄の仏なりける也乃ハ此山
をも世はなりけるにても如下しの仏也

姓氏録大徳小野妹子家于近江国滋賀郡小野村因以為氏云々

拾芥抄小町ハ出羽郡司の女と云へきよしも此等説様なし

古今に小野貞樹とうたかはせる事あれハ親族成へし 後撰にも遍照と石上寺にてよみかはせる事有り 僧正といふ次第に遍照といふ名のみ見ゆ 出家のちのよしうたなれハ是は相当の文にて見のまゝ書 事もあれハ康秀との問答 なりてはいつ頃か不知 かりいへる事也 されハ文 則様の事成へし

小野小町

古今目録 并 拾芥抄云出羽郡司女
仁明時承和之比人也云 作者部類
親房古今抄出同之 御抄云或説云出羽
郡司小野良実女亦常澄女之光
院御説常澄女云々
郡司とは国司小守介様目 御教
ことく大国にも郡にも大領小領主
張主典とくいふ郡司の事也
袖中抄云数十巻至京して好色之 江沢尹維人加筆歟
私しも海草国見去故屍在八十歳歟

小町髑髏上の句 秋風の吹くにつけてもあなめあなめ 下の句 をのとは
いはじ薄生ひけりと

一、宗祇説曰く
愚案江記無明抄なとには業平
小町の髑髏を見つけて上の句
下の句をつけ給へるよし作れり花筆
乃童蒙抄清輔の袋草子なとにも
此人とはあれて業平とはいはず
親房卿は實方とあるよしかへり
我らども一決しかたき事なり然とも
小町は業平と同時の人なる陸
奥にくだりける時は小町死去
の後なり 古今 後撰 続詞語

等にも明也 童蒙抄袋草子説同也
徒然草云小野小町かことはきはめて定
かならず衰へたるさまは玉造と
いふ文に見えたり此文を清行か
書けりといふ説あれど高野大師の御
作の目録に入れり 大師は承和
の初めにかくれ給へり 小町か
盛りなる事はその後の事にや猶おぼ
つかなし
愚案 紀若郷が玉造といふは玉造小町
跡は人の云ふ玉造とは云ふへき善清

歌の様すくは猶れハ貫之か定めの
此人小町のさかりハ仁明文徳の比
遍昭業平安倍清行出羽滋蔭の
時康秀なとも同し前よりかハせします
古今後撰伊勢物語大和物語に
ありし時代見えたる事常也大師乃
御弟子ハ大師入定承和二年
仁明年号三月廿一日なりしも同時代
又古町にハ小野小町玉造小町
別人也 初説ニハ文徳御妾
古今序ニ小野小町ハ衣通姫乃

花の色はうつりにけりないたつらに我身世にふるなかめせしまに

うつりにけりなうつりにけりなり
なりけりと推量したる心なり
花ハ容をしていへる詞也花
さかりはかくれなるも同てなく
さすかなるをいふ世にふる名をのかた
もいさもえなるとしていふつま
物思ひなかめせしまにとに

流なりあはれなるやうにてつよからす
いはゝよき女のなやめる所あるに
似たりつよからぬは女の歌なれハなる
うるはしきハ艶也
秘注云六人の中ニ小町難なき之
つよからぬハ女のうたなれハなりと云へり
古今春下題しらす 家集ニ
花は人のめてゝなく花の色うつる也
我身の色ハかなりゆきしといふつ身とは
空しく私と云詞也なかめせし間

なよひかなるものはかなけやうつ
くしきやうにてたりなけくむしく又衣通
姫の事なりまするて世に
妙なる人ゝ亂も高家ひとの事
衆高し然れども文ものゝうろみえ
をへたり

古今又
衣通姫家流の承也
小町か紀の事の小町きこえる
日本小町の名高きをもてをさまる
れなり
小町は出羽国の郡司良實か女也世に謂
国の郡司 今按小町 女姉妹なりしの
容貌殊勝て貴ナキなり
故いふ殺ないし記家百首巻
八雲御抄 ... 秋部
者更勘秋字欲見世哉
きよれりいぬひけ解説

出てなるのめつみさゝるゝしとなり
沙抄に此家表裏乃説有衆表
はなひ乃咲さらへ花と實かさ
ん見りしにせしけ出あはは出と
出けしてはやかくわうちつ伝されて
すさふしつけしに花の盛つくと
うつりにきりれしや 袖注曰く裏説
は實のかしろへことわきとは出つ也
ともやなのうつろふにひんてやの
實のなもかくうつりてこそ衍
なりひやるゝ事き 袖注云好色乃小町

つとめる辭なは數の辭也

御説なのめとくしも伝りうる
まいらす

かさとして世伝ほ人ともいうしくかなかく
うら抄乃先て明ら心伝りけると
ろへる事を驚およけくれ也 学雅日し
袖注云抄の先せし両叙ともは雅林
為氏云霖雨といへる也 是もひろ
乃事也 師説せられ如らしいつも
雨乃義也 あめさへ如りてなのう
つろふも 古説不好云つうき
春さちて物の名如りかな乃先に
人の心乃なもちりゝかも 後撰讀人不知
和にこれなの先せし備せ茂はなく

清正集云ありあけにて琴をひくと
いきていかにたゞ夜さへて月も入ぬ
うちの人もへかたきもしるかり
琴ひきへて出るかり
出かけに入といひける月さへハ
あへてまたおもくかし
かの琴の関にてまきへかれた
あふの住山や若ひなかさん
此後の家ハ清正かかりけし学
ハ目ところの人ハしらにはい蝉
丸の故まうなとて関路
よ参和とよ隔てさる欤
此りゝは良岑宗貞の和

我身世にふる歴めとれし

後拾遺 静仁親王

蝉丸 姓氏不詳

沙石抄云仁明乃時の道人也常ニ不
剃髪世人翁と号し仙人といへり
ミく東安修筆之 一本従関作 敦實
親王雑色也云々世明抄云逢坂
小関の明神しゆうハ昔の蝉丸乃
かのいる名ハ結ひけるなりとて
ろこに神と成て住のするか下

琴を説くや わかれハ又かな
らすかの見て出てゆくハ帰り逢ふハ
わかふゆきてとるもしらねと
又あかへとし此絃の関と名付しハ
もせけ如しとそ解しまへし
ろもつてるもとるもしらねと
あまつて又あかりをこえ
ありいゆくわらいへりおもふ
ても會者定離のことをい
ふ意の絃をのをたとり
遠都やり

武烈天王ト武内宿禰ノ両軍
此山ニアヒテ戦コリ逢坂ト名
ツケシヨシ神功紀ニ見タリ
相関ハ都ヨリ出テ近江路ニ出ル
オノ関ナリココヨリ越テ東海
北陸ノ諸道ヘ赴モノナレハ往
来シゲキ所也

今も昔もわかれにしても昔深
草乃帝の御使にて和琴を
きまり良岑宗貞をとて
かなしひなの事きかて絃
ちのひくくいみしこそ侍きとく
兵部卿宮之蝉丸七日月にて琵
琶以手ゆえるの道路乃風かゝれ
く居にと語りくれてまつり博雅三位
も道より流泉啄木の曲を伝へたり
敦實乃ことに此絃乃道に達して
かへりて蝉丸の琵琶ハ是にゆるさらく

洋しらるやうまじかりしとて三箇月
乃琵琶河寺にて婦まといふ或説云
博雅俊名作ハ蝉丸琵琶を以ち請諸卿に
思棄は物云光隆は説蝉丸は
世人三箇月しとて琵琶をまなび程稚詢
事をしたまひ頃乃関ゆきく中まての人
知らぬるにも三箇月は云ひて人々事は尋て
有りて此三箇月は博雅の琵琶
とあらふ事は守治捨遺に博雅
乃名を云ける人は末嫌ひなり
目つてかの清郷の世よ思しけ

ならひしりて琵琶には心をひかれけると
此説は蝉丸をしらざるにや
長明海道記云蝉丸延喜第四
宮也故に関の辺りにすみに文は川草
しまでさは物云延喜乃皇子也
いかにも其云ふ古今よ此人の哥
いまぞ延喜乃帝は十七歳ゆく
昴信は此延喜五年の頃は廿二
歳ゆゑなりしやと是ありけくこの新古
君葉古今記 世の中はいづくかさして
関乃あふ坂ありさらるさめ思ひ あり

坂乃ゆふしの風さし此哥をよむ蝉
丸乃よみ今御たちさき名所は
さしたる坂根やハ相者此なりて
ものし僧官乃旅に見えたる文集逢坂
とも四乃宮といふ事延喜以前乃
事成りとしかれハ所出集に四乃宮と
いふ哥の入る後撰集にそ成ぬくに
今我らハ蝉丸も安の山風や
ゆきとゆふ坂乃あふさかにやハ江
是にあハ坂のよ此のこれ故に
故いもさき逢ハその四乃宮にて

これやこのゆくもかへるもわかれては
万葉集一 此也是能 倭
にしてハ我よりかへる事路よりける
ことかあすいりの勢の山
国也吉巨礼也古能 余
かくあるこのうたへかしけるく
今昔物語 日本云 宇多天皇乃
皇子式部卿親王の雑色なりける
蝉丸と云ふ者 百姓ニ住けるに
管絃の道ハ極めたる年かくして琵
琶の秘曲ハ伝へりこそ 延喜ノ
ころハ朱雀村上二帝ノ比也

こころ名さるや 仁明天皇のころ
しるん由
わかれてはしるもしらぬもあふさかの関
後撰雑一 逢坂の関に庵室を
住ありて行かふ人を見て
ゆくもこの つるはゆきとしかり此手
蝉丸法師か集に此よりの出所なり
逢坂関ハ近江也 都より山城を西ハ
能容法まのさ国とさし 蝉丸坂の
歌をのよりきこしよ見ゆる也 文字

ナルヲ村上ノ勅撰ニ蝉丸トシテハ
書ヘカラス古今集ニ入る坂の
関の風といふ一部に作者とせ
詠ニタラス

これや此ゆくもかへるもといふこゝまでや
は目前の事へゆきかへるは誰へゆきかへる
ときのまへ人も去る人をも家になく
ゆきかふをひとつ別れなくは又あふ
といふことのあふさかの関しるもしらずあふて
猶こゝろ也は物事下へは会者
定離なるをわかれもゆかしき
流転の人の師説にもへくさきの
業因にて其果はかくて此世は
生きし又此世の因によりてまた来
まよひけるは生かはり死かはり

御説にはいふ名は人の
名とかくは離又の名は
ひとつ道人といふ
それの名は道のことしや
又道の人もいかにしての
ひとつのことのみいふ
作しや

宗説のことも字を
かまへとかくこの道
時のまことに右
さまの説もして
此生会者定離の文
ことは生死出離道
輪廻のことにそのこと
あまりは

さるは生死輪廻ともいふ流転ともいふ
生死出離とはかの間は地獄餓鬼
畜生道へ輪廻する此道極の
迷さき下の足やにて此人輪廻也
しくて死別れし生まれかはる理なれ
を観念せし所にてよく工夫し
て侍る

文徳実録第四云仁寿二年十二月癸未参議左大弁従三位小野朝臣篁薨篁参議正四位下大宰大弐岑守長子也云々続日本後紀云承和五年十二月己亥云々是日勅曰小野篁内含綸旨出使外境而称病故不遂国命准拠律條可処絞刑宜降死罪一等処之遠流配流隠岐国 下略

続日本後紀承和五年云々遂懐幽憤作西道謡以刺遣唐之使云々

遣唐使ノ船漂廻セシハ承

参議篁

号小野篁 朗詠 野相公 古今真名序云風流如野宰相云々

小野姓 紹運録云敏達天皇四代孫毛人臣云々是始也

御抄云敏達天皇六代孫陸奥守従五位下永見孫参議従四位下岑守子也云々 一禅 善良 御説云承和十四年正月十二日任参議 文徳仁寿二年十二月廿二日卒云々五十四歳 河海抄云雲林院白毫院南有小野篁墓云々 御抄云

和四年七月也篁流罪勅ハ同五年十二月より其間二年に召返テ乱巡ス二人の事有り篁進退之事続日本後紀ニ有如此文徳実録ニハ年月相違アリ

今昔物語四十六ニ今ハ昔小野篁ト云人おはしけり [illegible]

篁破軍星之化身也云々 系譜云岑守行求朝持卿敬白星化於壇上成童子走去大宰守追于竹林而抱之乃号篁云々 元亨釈書云 釈満米居和州金剛山 俗号 矢田寺 名臣野篁議篁展弟子礼篁文不測人也身列朝班而遊琰宮云々 東山六道篁冥途通ひし道也とかや 文右大臣藤原三守 [illegible] 文 本朝文粋

わか氏東ハ大将の弟く

とくのみハ海上にいけ常記よ
海止係掩しいて又日本紀吉
書記万葉等に編の字をかく
用ゐ浦の字くを編の字のやう
とへ表ハ弓や弓将ハ舟くの
将と成ち隠波の國までの海頼
かちちて見ハいろの将くとの
如し字なし昨了の舟ちら
もそうらふ仏将くなりか
弓復ひろく本よけせハへ
あそれ汁仕飛けむつりけすし
防人の翁もあ隠陽國にぶ
きうしそ文所は弓将也

は学師說関東乃足利学校く
学びのとりきてまさし学生に教す
しかし又遊仙崖ハ篁乃副志ミ了
しこをおねへ人なは流布よ給ふのはり申せ
吉今四舞孫位於世云うされ乃か時す
かねにのりてはそ給へく京に教
人のりしけつゝりけるふくし
或云文武天皇十四、篁政流布見タリ七年夏四月有詔特徴
八年秋八月 従本位云く
ちゝ従ふてわ五年十二月より篁
隠岐の國へわたりけ流の円りきこえ
承和元年正月に遣唐使
そうりあつりて四船わか月かうひれ

あつめん、是等おほむねハ今
那波のうらりあるとい
らうてに舟をしるとらよ
子とおふ石よ人よりはおほを
海也たりの使ろれハ海ま
そのて見えそのようおく
何ものつりうるそてハへし
漢珍物語ふみつあつかさや
いしも見知浦ものかまし
くねらんとよ備ふるに
ましてわ舟をつけるに
来りて斯すてハ六言人も
まりてハわ舟よいひて
いへるとて気字とし
称すれいつまるか書也

いくの東 此ノ字古事記万
葉延喜式等假字借字
濁音ヲ用ヰ、綿字ハ借字
也 日本紀ニ出ツハユルト云
海二ハワタルトミリ越国ハ

篁病すとて進発せざりけるを
かくて十二月勅して乃つさやよりく篁
内く論旨に合く外境にて使をもれ
やむ二端に稱して國命にしたがはず
かへ律乃法にてまさに死罪一等
を降して遠流すべし
として隠岐の国へ死流せらる此趣く
弟一弟二の船乃わるきを弟一弟二の
舟は弟一なりしを大使是より
のり弟一乃舟は弟二なりけるにて
副使篁は不平にしてゆかずなりしに

殊ニ山坂アルニハニ越トモ云海ハ舟ニテワタルユヘニワタトモ云カ万葉ニ渡津海(ワタツミ)方便海(ワタツウミ)ナト書リ原ハ廣キ事ナルヲ云天我野原ナトモ云ニ同シ

続日本後紀曰承和七年二月召流人小野篁入京被黄衣以拝謝云々同八年叙本位同十四年正月從四位下小野篁為参議

文徳実録仁寿二年十月就家授從三位云々

下学集云小野篁嵯峨帝時人官至参議峯守息也昴破軍星化身故輙往還於冥府数

然るを病と称してわたらす。つみに
幽憤せいにあまりて西道謡といふ物を
作りて遣唐使のことをそしりける其詞
おほく忌諱にふれて嵯峨の上皇御
覧ありて大にいかりましまして流罪に
行はる承和七年四月に召還され
六月に京に入る或説ニ大使藤原
常嗣副使篁小舟及ことしかしあ
勅命ありてかへさせられけれは常嗣
舟損して篁か舟に常嗣のりうつりしを怒
てのらさりしとかや又文にいは

是によりしかとそ
愚案是此様の説も同し
又篁罪あり若し書たる札ありて出来
篁サカナリハヨケンと読みて嵯峨の
上皇をそしりたりとて篁の不為になりし
いかりありて罪せらるへきよし此事
宇治拾遺に侍り流罪の沙汰是
作る歌 古今集ニ 京なる人へつかはしける
人にしられけり
わたの原とは海原(ワタノハラ)也荒き海の
惣名也八十嶋とは嶋数多き沖の

隠し〳〵そこに以十八嶋かけてこそ心にあり
八重の原は百嶋かけてこそ人は数への
見えし 神中物ミ宮人は沙物をかり何かさ
乃東しとなり物さる紅為のよりも大かた
のなをかはし海緒の縁も地もなかりき
切ても世にゆかぬつまに流されて宣もて
流人とならぬくさりて相浪にも濤瀧に
なもしとしてへんりとあまきにおもへるの為に
清はるまでくさこしに此国のさうしに
はなる〳〵世界のふかきやうにおほぬ
無うきに川の思ひ乃切なるも心を
知人は無つにへまかりしさはさかへろう
運に救難るまじくは人と川して是
ねしかしかし只わきより對せる物も
帰無けれりをしくら何て人にはいはて
峯の涼しきのうちに大やうにいへり
人わたきこつり無なり人まく告とならむ
へうらん蔵時にしき師範にうるよ文句
おもしろき気衰くて紀の流さ
此ともやがし落こしる清ひらくかた
世うしきみ十以下やかの他に言葉
人らん量はこのれは漕きして文字ける

かりけるとこそ是ゝともみえ候へ
めしてたいの佛よみ讃出させ給ひより
給てうちときさり宗世ゝしけるかに
かくらのこともそ人ゝしつつかさね
ことしき夜なるに勅勘の身たりしは
雖いりて都をこしてつらつよ者も
地下へ殊く福寿りけりつらくき海
言卯かゝ花深し 万葉にも海をおひて中将 かくれまかりまそうの
顔ハことにれつとも

嘉祥二年渤海国使一歴営ノ使ニ宗貞ヲ遣サレシ国史ニアリ容儀アル人ト見エタリ
嘉祥三年出家元慶三年十月廿五権僧正仁和元年九月為僧正 枝葉因果記
寛平二年正月十八日丁未 左大臣融公 要日花山寺元慶 僧正昨夜入滅云々

僧正遍昭

俗名良岑宗貞 号花山僧正 視中院僧正

御抄ニ桓武帝源正三位大納言良岑安世子也云々 良岑姓ハ延暦廿三年賜良岑朝臣姓云々 栄雅抄ニ安世ハ桓武乃子也まうの内院左大臣也なさ融しりつてそれをせとは
宗貞ハ仁明乃御時右少将遁良
良少将云々 けしく五位少将蔵人頭いひしよ 大和物語云 出家の事大和物語ニ委 仁明
かなりしたくおもひさりていつ日にに
此帝う崩のつ人は葬乃夜はに

こなへ佐らす侍つりける中にせう
東よりかひたひお拾ひせてける
又ならひお持ちし法師なりけりて義
しらひらうしらいなて世間世界を
ていとりへりてたらい男記に元亨尺
書云 嘉祥二年二月上（仁明）崩不堪
哀慕遂 叡山落髪於慈恵
室学天台密元慶三年為僧正
仁和帝重昭徳望王二年賜封百戸
又為元慶寺坐主寛平二年正月
十九日化 大和物語勘物云元慶

三年權僧正仁和元年僧正二年
耋年十二月八日於仁寿殿賜賀云々
男に妻遍昭といふものありけり又
古今家集僧都とも作り又叡
山任僧正例 遍昭號也元慶寺に
むかしのけりける

あまつ風雲のかよひ路ふきとちよ
をとめのすかたしはしとゝめん
古今雑上 五節のまひ姫を見てよめる
よしみねのむねさた

五節 左氏傳 先王之楽所以節百事也 故有五節云
注 五聲之節也云々 一説云 皇朝ニ一説ニ 五節ハ舞ノ名ナリ 続日本紀 天平十五年五月癸卯宴群臣於内裏 皇太子親舞

五節舞 十一月中の丑の日以下
此日のうち内裏にて御試とて

五節ニ云々

五節ノ事ヨリ続日本紀ト
本朝文粋三善清行意見
封事ト二説アリ也日ヨリ
辰日ニ至ル事ハ儀式ニ五巻
二委

をとめ 日本紀ニ少女 此云乎等咩
万葉ニ未通女或處女ナト書ハ
義訓也 俗ニ乙女ト書ハ謬也
乙ノ字ニ音オツ也 和名抄山城
国乙訓郡ノ假名於止久迩
甲乙ヲ兄弟ノ義ニ云ニ音ニハア
ラス弟ノ訓ヲ取ト云尾弟ノ
假名ヲトナレハ謬ヲテヌレス

後撰集くやしくもなる
なとよめるより名をちきつける
人もれおせり

善相公 三善清行 異見ニ撰良家
女未嫁者置為五節妓云々 雲圖
抄ニ五節 丑日帳臺試 於常寧
殿有儀式 寅日淵酔 寅 御前試
於殿上有儀式 卯日童女御覧 於殿上
有儀式 辰日節會 上云 此辰乃日
舞妓乃正月より是より豊明節會と
云々 江次第 雲圖抄ニ 根源等
委 五節の記は抄とより略し
天津風空吹風ハ
雲乃かよひちとちよ 乙女ハ

うつほ物語 絵あはせの
つくりられハねこのなかなる
をとこ見えけりしるしたりん

あまつのかれとても
なしと以上あまとおそて
とかく絶ゆれとも
あまをはすて
えりまたいつつくる
のこの家いつくへさり
もん

作うこともわかきとて舞姫ハ全体
天人のかはりいつくしき乃子
人とも見え来朝女 是ハ天女の乙女
なりまつりまさにいふ乃子中の天乙
女のこゝろを弱めて師説との乙女
をとこ見る乃さまして姿乃字によ
ひはくしゆひて見乃かよふ
風情を乃もしろきし乃まま
うしろを飛鳥井家乃古今説
雲のかよひちを天津風吹とちよ
あれをとゝめよ姿乃まつきたま

忠のりしかあらむ（すゑしこ）之師そ覺
給ふ事なりけりのこりおほかる事
なれとかくまて古今序之僧正遍
昭ハ歌のさまはえたれともまことすく
なしといふ宗祇も少實なりしと
いへとも詞のかさりの有りける故なり
上皇（後鳥羽院也）定家卿を此六人乃
事いはれけるに遍昭是非
譽申されき其時源氏のおくれ
けんはなと仰せらるに定家申され
けるとは時の事如何なる事なり 云々

九暦云天暦二年九月二十九日陽成上皇崩（春秋八十一）
御位ヲオリサセ玉ヒテ二条院
武陽成院ニ住セ玉フユヘニ
號神ニオハシマストハ陽成
太上天皇陽成上皇陽成
帝陽成院ヲ名トナス事記
書ヨリコレニモ陽成天皇
ト奉ルヘキカ御謚ヲ某
院トスル中ハ六十二代冷泉
院ヨリ始レリ

日本紀略云延喜二十年四
月二日入道三品綏子内親王
薨　光孝第二皇女也　鈞殿

五十七代

陽成院　諱貞明　在位八年

御製　後撰集

清和天皇第一皇子母皇太后
高子（号二条后）中納言長良卿女也
ミ々貞觀十年十二月十六日降誕元
慶元年正月三日即位八年二月
八日讓位天暦二年九月廿九日出家
於九月崩八十二歳　御抄ニ御位をさら
せ給ひて二条院にわたらせ給ふ故
に号二条院云々

つくはねのみねよりおつるみなの川こひそつもりて淵となりぬる（ぬる 如此）

光孝ノ御在所六條北東洞院東云々

釣殿院ハ光孝天皇御所の名也 六條の北東洞院の東にありしを綏子内親王にゆつりたまひけれは釣殿のみこと申しけり 万葉第十四東歌 つくはねの岩もとゝろにおつる水 よにもたゆらにわかおもはなくに これは筑波の峯よりおつる水をよめり 岩もとゝろにおつる水とは筑波の峯よりおつる水の事なり 一滴つゝおつる水も末は大河となる也 筑波の峯より出る川の名をつけし也 ふもとへおちて後は淵となる也 嶺は太山 嶽也 太ハ筑波嶺之後ハ山頂上也 云 ミヨフモトトミ云時ハ 其説不同なりとなり

後撰恋三 つりとのゝみこにつかはしける

つりとのゝみこ 紹運録云光孝天皇第一皇女綏子内親王 母女御班子仲野親王女 号釣殿宮 配陽成院云々

筑波根 男女乃川 常陸国の名所也 此歌は此川の事をよめり（つくはねの）峯といふは筑波の峯より落る水のしたゝりの一滴つゝおちて川となる也 流て末は淵となりぬるの心は

家語云 夫江始出於岷山 其源可以濫觴 及其至江津 不舫舟不避風則不可以涉 といふ事なり

おちたる一滴の水もつもりて淵となりぬると也 山谷詩岷江初濫觴入楚則無底 といへる詩の心に恋もつもりて淵となりぬると也 恋もつもれはふかき淵となるといふ心也 心つくしの恋を妙の歌也

御説 何證歌は皇后に仲王子なりし冷泉院よりかゝ?の陽成天皇にいりたまひし院号ありし事を詔ましにいとり

信夫ハ陸奥ノ郡名也カシコヨリ
昔摺衣ヲ出スヲシノフスリト云
モチスリハ戻摺ノ綾ヲクチテ
ヨコトナクモチリテスレル故ノ名
ナリ

此哥古今ノ恋四紅のふりいて
陸のくのしのふもちすりの哥も
ことなれや人〻の歌ニ心して
哥をよみたまへイカナル人アリ
ト思ヒキ君ヲワキテ
外ニハヲウワツサン思ハ我ニハ
アラスニ人ノサモリノ二ヌカ宇
ムし伊勢物語ニハしのふかとり

みちのくに上のなハ糸阿及
下の句ハ又ノニミヒヲノヘツし
ホリ又下ノニハイヒ入テチナクリ
ナカツコトニテ上ヘ加ヘルテカニラ
ハニ例アル方ハ並二例アル

河原左大臣　源融公　号河原左大臣

嵯峨天皇第十二源氏母正四位下
大原ノ全子（きよこ）云云
源姓ハ嵯峨天皇弘仁五年皇子源信公以下
皇子人ニ源の姓ヲ下し給ふ始之
此抄云弘仁三年生淳和天皇為
子貞観十四年八月廿五日任左大臣
寛平二年奉致事定家説寛平
七年八月廿五日薨七十三云云於六條河
原院摸塩竈浦亦栖霞観大臣之
山荘也云云　栖霞観在嵯峨号栖霞寺

我ニハアラスニト云ヘ意ナリ也
古語ニ延言約言清濁通
例等アリ

みちのくの忍ふもちすり

陸奥ニ信夫郡アル也ヘ冠辞
トセリイツノカミフルト雨ニト云
津国ノ手ニハ思ハスヤト云カ如シ
信夫郡ヨリ摺布ヲ調セシト
云ハ附会ノ説也昔ハ里人
ヨリ調布ヲ出セシケレトモ
摺布ヲ貢セシコトナシ摺ハ家
ミニアスラシ（ナ）ケレ上古ヘハ
スヘテ衣ニアヤナスニハ貢土

花鳥餘情云融公乃別業宇治
にありけるを陽成院ここにおはしまし
ましてうちの院をかりそめに宇治
治関白頼通永承七年に平等
院とす

しらぬ雑也へみたれそめにし我ならなくに

古今恋四歌手しらぬ云第四句云
みたれんとおもふとのかり陸奥の志
のふもちすりは河抄云
わかくしいそんして此帰ハ童蒙抄
云しのふもちすりハ陸奥乃信夫郡

藍摺衣月草ヲ摺
シノフトナリスリツケタルナルヘシ
中比ヨリ板ニサマ〳〵ノ形ヲ
彫リ色ヲキトコシ絹布ヲ
引カサネ其上ヲ又木ニテ
摺ハ其色其形ノウツルヲ
古今集(?)白キ物ヲ青キ物
ニナスリテト云詞書ニテ
知ルヘシテスルナリムリト
ヨメリソノ摺ソメ草ハ見ヘナ
ラス只其色ニウキテ見ユル
ニヤ又兎角式ニ小松スリ小草
スリナト云アリ後撰[illegible]山
[illegible]一本ニ
[illegible]山スリトモアリ遠山形
ヲスレルトウツホ物語ナトニモ
アレハ物ノ形ニテモ色ニテモ
摺有ヘシ 春日野ハ若
紫ノスリ衣トヨメルモ其色
ニテ紫草ノ形ヲスレル言見ヘタル
ヘシ

摺出也衣摺たりけりちへつへて[illegible]
了かゝしく[illegible]けり 袖中抄[illegible]
掌雅説[illegible]大[illegible]石[illegible]
[illegible]西平のかしく[illegible]乃[illegible]紋
[illegible]藍[illegible]布を
もろしく首[illegible]
天[illegible]乃[illegible] 云 [illegible]抄[illegible]
忍[illegible]
なしろくして我[illegible]はわ[illegible]
[illegible]詞[illegible]奇心[illegible] 環[illegible]説 [illegible]
[illegible]

よもすりハ松葉ニヤテア
サミニテスリモトロカレタル水干
ハカマトモ見ヘタルニテ忍ヘハスリ衣
ルニ又ハサレカニモアラテ衣乱
レテウツルユヘニ云ナルヘシ
忍草ハ和名抄垣衣之乃布久佐一名烏韭
ト云ヘリ云曰ハ水衣尼イヘ烏韭
ナトニ生スルヲ以サノ文字ヲアル
ナルヘシ 白氏文集云屋山高
吟ニ垣有衣今壁有松
比又松トアルヲ垣衣ニ云
草ハ山中ニノミアリ清少納言
ニ[illegible]

あしそなきゆへにこそみだれ[illegible]
まとゝ[illegible] 仙抄[illegible]師[illegible]
れそ[illegible]しとハ[illegible]
[illegible]
若[illegible]
[illegible]奥の[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ニ見知タルヘシ 松ノ[illegible]一フサ[illegible]如キ物[illegible]
[illegible]ニ生ルアリ[illegible]文[illegible]草ト同[illegible]云[illegible]和[illegible]ニアレ[illegible]
[illegible]草ト[illegible]和名[illegible]草[illegible]咲タル[illegible]作[illegible]
物語ニ忍草ヲ見タ[illegible]草部ニ入[illegible]出[illegible]別物[illegible]云ヘルナリ
[illegible]
[illegible]

弁て古今しと大にかわりて先今の心にて注して古今の心を説く
信夫ハ陸奥の郡の名也しのふ摺衣は信夫郡の名物なり
段ゝとそてもつくしちつてそもとる摺の名なりされとも人の心は乱れて
よそにかくれしをもちてかくれ乱見よ今上の御と人の人の心を乱れ
乱しは我ならなくに乱れそめにし我ならなくにと云ふ心はつくし
すゑ也これをあけむる哥也誰ゆへに乱れそめにし我ならなくに
これ人の心乱るゝも君故ぞとかくいへるなり
出来るありそて紅の色にいでなむ物をとおもふ
乱けり比て契りしことのはにおもひ乱るゝ人
つきにしる君ゆへに乱れそめにしわが心
ねかう世中人の心のまゝならずと
乱れそめにしはわが心よりも人の心乱れ
もろ乱しはや乱れそめにし
豪趣しかとしていふなり

東鏡云陸奥国しのふ郡の志乃布もち摺の石今にあり
この石の里より出る布を信夫摺と云ふ也
これは其石の上にて布をすりて文をつくりし也
綾のまに布を一つ二つにかけて摺たりしとそ
石の上に布をおきてすれは草の葉のかたちつくなり
さればこそ忍ふの名ありといふなり

光孝天皇

諱時康 号小松帝 治三年
御製入古今集

仁明天皇第三皇子 母贈皇太后宮藤原沢子（サハ）贈太政大臣總継女 天長七年降誕 嘉祥二年元服 十六歳 十五年常陸太守 嘉祥三年中務卿 貞観六年上野太守 十八年式部卿 元慶六年一品 太宰帥 八年二月四日受禅 五十五

神皇正統記云陽成きのくらゐをすへりしまし〻昭宣公諸臣を相（アフ）しかり

三代實録云天皇少而聰明好讀經史容止閑雅謙恭和潤慈仁寬曠親愛九族性多風流尤長人事云々

治世四年而仁和三年八月崩年五十八同九月葬山城国葛野郡後田邑陵 一云小松山陵 諸陵式云田邑郷立屋里小松原云々

されは此天皇ハ一品式部卿常
陸太守にておはしまして御年五十五
小松亭にすませ給ひけるに人主の器
量勝れさせ給ひけるを御覧して御位
衛基経へ申されけるに
御即位ありて此帝業文にも位に御座まし
まして文徳のみことも広く御座ける
しかは治和乃御治世もまことに
陽成の御事はしきりにおはしまして文
徳の末なりし陽成は御徳
有かれの事なかりしかは法江に住給ひ

小松帝ハ仁和三年ハ閏武徳
殿有鬼食人是則大怖也同廿
六日帝崩是ヲ光孝ト号ス
古今春上仁和帝みこにおはしまし
時人に若菜たまひける御歌
君かため春の野に出て若菜つむ
わか衣手に雪はふりつゝ
仁和ハ光孝乃御年号也
まことに親王の時にしてよみ給へる
万葉に松の葉も
まことにおはせし人日の若菜嶽

君かため春の野に出て
若菜ヲ出ニハ若菜ヲ摘フト
云義アレ共是ハ若菜ノ事ニ春
日野トリけれはみつゝ
家の御事ニ入ヘキヲ春ノ部ニアル
只ハ若菜ノソヘニテ其中ニ
祝ノ心モヨクノワカラ見ヘシ
大和物語　君かためにとて若菜
めしける春の野にいて
はかなく若菜つみ
古ハ上下通メ人日ヨリ若菜
二元正天皇左大臣橘諸兄公

サシテ君トヨマセリテヒ松双
子ニ定子中宮ノ清少納言ヲサ
シテ君トヨミクタマヘル類数多
アリ

此まことに人万病邪気ハ除くし
ことわりにて七種の字の義ハ供たる道
質の事ハ此れにて用ひ侍るか
若菜ハ是細流之質也時ハ若菜を
用ひ侍る事常のこと也　君のこゝ
ろ　─　此例也ぞ
寿ハ字雅読之天つちのかたち也ハ
人の家をまもり給ふ所の律ハ此志の事て
まのつにも人の字つゝ心ざし　いさ
[illegible]此数之天[illegible]
[illegible]の[illegible]従[illegible]の

時の雪ははらひはらひて此の字を
侍るゆゑし親王の御しゆるとは
此題章勢ゆゑて人ハ此精慈が摂
御世此君ともに心体の徳し君の
先とのるふ上一人より下万民に
至る寿し志の道ハ是ハ思ふ事
能ハまことより是とするにて道ハ
かたしいとて此従ふもつきもつて定家
卿ふかくりそめるにも秘事はかりハ章を
かしこく此つかうまつりしハ名出たく
入のへりぬる

中納言行平 姓在原 仍号在納言

平城帝孫阿保親王子母伊登内親王 桓武帝女也

在原姓ニ代実録ニ天長二年親王上表於是詔賜在原姓

定家ハ天福本勘物ニ元慶六年正月任中納言寛平五年薨云々

文徳の御時に罪にあたりて津乃国須磨に籠居のよし 古今雑下

源氏須磨の巻にみえたり 可略抄

之奨学院 兵人ノ学校 元慶五年中納言行平卿依式勧学院之例所建立也云々 本朝文粋五ニ右京之東作宅一区奨学院となづけて乃しなり 則高五常為在納言建立奨学院状あり 略之 古今真名序云 軽情如在納言云々

たちわかれいなはの山の峯におふるまつとしきかは今かへりこん

古今離別 題しらず 古今

の因幡山 因幡国 稲羽山 以美濃国

説也 此抄ニ因幡の志へ可なり

仁明天皇御時正六位上ヨリ立テ陽成天皇元慶六年任中納言ニ至ル仁明ヨリ寛平五年薨 此七十 凡六代ニ仕経済才アリ且好学風流ノ聞エアリ

文徳実録第七ニ云斉衡二年春正月壬午朔丙午従四位下在原朝臣行平為因幡守

和名集因幡国法美郡稲羽 伊奈波

六帖ニ此ヲ因ノ歌ニ入タルハ国ト山ト名ヲ同クスルユヘナリ武蔵国ノ武蔵野ノ如キ今頭注ニ分勘ニモ因幡郡ニアルヨシ也 然ヲ美濃国ニモイナハ山アルユヘニ能筆ト抄ニハ美濃国ニ属セラレタルト行平美濃ヘトラレタル国史ニ見エズ因幡国トミニ治定スヘシ

稲羽山 因幡国法美郡ノアリ 三国名勝ニアリテソコニ尾山ヲサスニヤ 但中ニ四ノ名ニハウニ料ニ云ヘルカ 続日本後紀 美濃国厚見郡伊奈波神アリ

後撰集

ものおもふ
万葉集巻三に門部王郎子
内侍のかミにゆくしはなへ今
うへりこむ
拾遺集 かすみよりおちたる
そら当のとの林泉(?)なうへ
今かゆかりこん
郎詠集 いふへうものかたに
をもしひとよえねハやしさ
君かいはへつのへようをや
いそてよくさん
好忠集 序にいはくのそらなかり
任はてゝこそとりのあかりかに
足よ入まよりこてあまよ

権守なりしか任はてゝ京へのほ
宰をゝかうりしく人々後てに
のはしもあいへらゝ定家卿物に
寿永二年正月四位因幡守と
とゆんこんにはやかてゆこんよし寄
知る江抄に待人とはやかてゆか
こんしのつかくらいふ門人等可
しし篇なりけるゝ堂雅を別
まていかくしてに寛年よりる松信
まをゆうり便にゆてゆ
つくつさてら般結句よきれ

たるちひめてつさこいらまさらかるを
泪帰鏡に是城平安服ゆて因幡 注聴
よりり上洛の時よめる歌なれ受領
は一任四ヶ年のほとて国ちかいり
休まを其国のありさ先よりき人々
一国のへと国守の申をしてゐる
又国はなしくありさる人は民国ち
のかけるかむさせかまて異人
歌より 都 候撰不当謝令推不去
かくいへる事 吾妻 鄭候傳ニかけ
今城平も国民をろさていつなり

だみゆくは波路からなきぬまてもあ
さもかの御うまし平城のみかど下
小野も此説此説にいへるいやしとき
此説非歟又ひとつの代に定濃の
猶又業平説ハ古今の例無所ノ

業平ヲ行平同母弟トス云ハ
誤也別腹也三代實録云
業平者故四品阿保親王
娶桓武天皇女伊登内親王
生業平云々 伊勢物語ニ
ひとつ子にさへありけれはいとかなしうし
けり 仲平行平等母ハ雖
トミコナラン乎
伊登内親王ヲ伊豆内親
王トカクハ誤也
三代實録巻三十七伊登
内親王続日本紀巻十八
伊都内親王 登ノ字ヲハ豆ト
誤ル 都ヲ豆ト頭ト吉本ヲ謬ツ
假字又度登杜圖等字モ
ツ音ニ用ル例アリ 登モ

在原業平朝臣 在原氏五男仍号在五中将 亦関和歌序 惟清抄 序 環翠軒説也

行平同母弟（云前）五男也天長二年乙
生ると定家の伊勢物語勘物云
元慶元年正月十五日左近権（從四位上兼美濃守）
中将同四年五月廿八日卒 五十六云々
無明抄云業平中将の家ハ三条
坊門より西高倉面より東にて侍
りき かの家の名の社といひて
侍るしは流布のちまてのこりて文和品
在原寺は業平の菩提処なり

ワノ假字ニ用ユヘシ

略無才学トハ略無才学
ト云語ナシ恐クハ略有才学
トアリシヲ誤ナルヘシ

三代實録巻之二十二貞觀
十四年十二月九日乙酉従四位
上行右近衛中将兼阿波
守源朝臣融卒融者左
大臣贈正一位常朝臣之
子也融爲人姿質能學
止外貞雄峻内性寛容
紉嗜於百氏 略

ちはやふる神代

ちはやふハいちはやきの上略
いふ膽ミテ心キモツ云ちハ登豆
志友利ト云ニ意也古事記

傳ふしことに證の作りて三代實録云
業平体貌閑麗放縦不拘略無
才学善作和哥云々 古今序云在
原の業平はそのこころあまりてことは
たらすしほめる花の色なくてにほひのこれるかこ
としとあれ也 伊勢
物語奥書云 或人云在原中将自記
云々

ちはやふる神代もきかす竜田川からくれなゐに水くくるとは

古今秋下二条の后の東宮のみや
すところと申しける時御屏風に竜田

伊登志別王トアルヲ日本紀
ニ膽武別王（イトシワケ）トすれハいちはやきハ
疾劇ノ意也源氏ニもいちはや
きもの也トいへりちはやふるハ其アリ
サマヲ云ニヤアリトセラリシナ
ニ同ひちはやきひともいふ
ニ同夫利友備也
カリテ紅ハ紅花ニヤリ呉国ヨリ
来ヲヘ呉ノ藍ト云乃呉又那
後又韓ヨリ来セルカ勝リテハ
韓呉藍ト云延喜式ニ縫
殿式ニ韓紅中紅退紅ト
云ヘル韓紅ハ濃紅ノ名ナリ
纐纈ユフハクメ略ス ユハヌトヲ
ヌクヽリ染トモ云今云絞染ナリ
濃ニ日ユハ帖くゝり染のことなり
おほかたくゝりそめの紅葉の流るゝ
さま也さながら在原友干の
役際ノ手ト聞エ
日本紀ニ嚴ヲイチハヤシト

河にもみちなかれたるかたをかけりけるを
題にてよめる 業平朝臣
ちはやふるとは神といはん為の枕詞也
竜田川は大和の名所也からくれなゐとは
からくれなゐにくゝるといふ也
振とは神といへるにちはやき神
はあらく猛なる物なれは也
定家卿説也竜田川は大和の国
紀葉の名所也唐紅とは色の深
義也くれなゐの木の葉の流るゝ
竜田河に隆なる（かう）さま（わ）けれは

日本紀ハ上古ヲ記シテ近ハ
神ハ善神モ悪神モ貴賤アラスニ
一ニして也ハいろいろや妙なるニ云キ
ヲ上略シテちはや妙ナト云リ
然中ノ字昔ハ濁リテ云ヘル
説ハ古事記万葉集ニ見ル字
ヲ云又万葉ニ千劔破トモ
千盤破ナトカリテモ皆又濁
ル證也又日本紀ニ残賊強
暴横悪之神ト書テチハヤ
フルアラシキカミトヨメリ悪
神ノタクヒナレハ一ニ二ニ千千テ
イヘリ只神ノミナラス古事記
古事記万葉集ニもちはやふる
人トモ云リ先達ちはやぶる
ちはやふるとしても神トいふ
ノニ初ルトイフハ強テイフ事
古説ヲナスヲ嫌ルヽナリ（一）
ちはや妙なる中ニいつくしき
ヲハ又拙記シ下ニ云テモアリ
ナシ万葉集ニ人丸歌ちはや

いとこそてんやうかはらぬ事とハ神代よりハ
奇妙の事ありて殊にかくのことく
乃事ハさらにいふまでもなし東の人の口やすさに
ろひあそびにいへる家持の秋の葉
神無月しくれもあへぬ
しるからに紅葉の水のくくりに染て
やうたんの奥に神代もかはらぬ
文なとハ記しても草の葉にて大
かくて情の深さもしられ侍る也
中にもこの歌の言の葉ハ殊にすくれたれハ
大切なりしかは定家卿の式

妙なる人のかこちもかくヨムコトトキハ
釈セサルコトヲ得シ又古草人
宇治氏ちはやや妙なる宇治トモ
ワキテ有リ是又神トツヽチ字ハ
釈セスハナシ一方ニスル
郭古今集抄 神代より八
いろいろしりんさくらも
歌一のかさしにそまりかあ
しらし

山荘の文ある由歌歌大臣家の秀
歌の中にも入りたまひてさらに成ぬ
伊勢物語 伊勢物語ありし男
みこたちの逍遥し給ふところに
ゆうつくし龍田河のほとりにてよみ
ちはやふる神代もきかすハ伊勢物語にいるいとハ
ある歌也　古今歌詞云 寛平の
安徽山書に在原友于卿
時后宮の立田の河も深くうかむ
唐くれなゐに水くくるとハ同
しまもなり 友于ハ行平の息也

葉末遊去乃後伯文乃うらさ哉
かきて絶えぬも事世の中にかかる
みもし絹の織波内の表風も
神代もきかぬ思ひたまふこれ謂 定家

御説神代にもきかぬ事かな物事も世の中にもされと竜田川の
水の紅纐纈をしたまふといふ事未決とせむ

日本政府図書
内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan